

令和6年厚岸町議会第1回定例会会議録		
招 集 期 日	令和6年 3月6日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	令和6年 3月7日 午前10時00分
	散 会	令和6年 3月7日 午後 4時09分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8	石 澤 由 紀 子	○
2	室 崎 正 之	○	9	桂 川 実	○
3	佐 藤 淳 一	○	10	堀 守	○
4	金 子 勇	○	11	杉 田 尚 美	○
5	音喜多 政 東	○	12		
6	中 川 孝 之	○	13	大 野 利 春	○
7	南 谷 健	○			
以上の結果 出席議員 12名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
亀 井 泰	佐 藤 浩 之	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	教育長	滝川 敦善
副町長	石塚 徹	教委管理課長	諸井 公
総務課長	布施 英治	教委指導室長	藏 光 貴 弘
総合政策課長	三浦 克宏	教委生涯 学習課長	川 越 一 寿
危機対策室長	四戸岸 毅		
税務課長	鈴木 康史	監査委員	黒田 庄司
町民課長	堀部 誠	監査事務局長(併)	亀井 泰
保健福祉課長	早川 知記	農委事務局長	江上 圭
環境林務課長	真里谷 隆		
水産農政課長	高橋 政一		
観光商工課長	田崎 清克		
建設課長	渡部 貴志		
病院事務長	星川 雅美		
水道課長	高瀬 順一		
会計管理者	塚田 敦子		

1. 会議録署名議員

1番	竹田 敏夫		
2番	室崎 正之		

1. 会 期

3月6日から 3月13日までの8日間 (休会日2日)

厚岸町議会第1回定例会議事日程

(6.3.7)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		一般質問
第3	議案第21号	教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて
第4	議案第22号	指定管理者の指定について
第5	議案第23号	町道の廃止について
第6	議案第24号	町道の認定について
第7	議案第25号	厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第8	議案第26号	厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
第9	議案第27号	厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例の一部を改正する条例の制定について
第10	議案第28号	厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第11	議案第29号	厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
第12	議案第30号	厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第13	議案第31号	厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
第14	議案第32号	厚岸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
第15	議案第33号	厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
第16	議案第34号	厚岸町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第17	議案第35号	厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

厚岸町議会 第1回定例会

令和6年3月7日

午前10時00分開会

●議長（大野議員） ただいまから、令和6年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

●議長（大野議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（大野議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、1番、竹田議員、2番、室崎議員を指名いたします。

休憩いたします。

午前10時00分休憩

午前10時08分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。

●議長（大野議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

はじめに、5番、音喜多議員の一般質問を行います。

5番、音喜多議員。

●音喜多議員 おはようございます。令和6年第1回定例会に当たり、さきに通告しております学校の部活動の地域移行についてお伺いしてまいります。

1点目に、令和4年12月第4回定例会で、学校教職員の働き方改革の一環として、学校の部活動の地域移行について、初めて質問させていただきました。その際、この問題の重要さと取組の要となる部活動の地域移行を推進するための協議会を令和5年度中に立ち上げる旨説明され、今日に至っております。その後、厚岸町部活動地域移行検討協議会になる組織を立ち上げ、今日までその推進に尽力されてきたことかと思えます。相手をお願いする立場だけに、苦勞されたこと多々あるかと思われそうですが、現在までの取組状況を説明していただきたいと思えます。

2点目に、この取組をぜひとも確実に成功させていただきたいと思えますし、私もそう願っております。そのためには、まだどのような課題があるのか、今日現在、またこの先において全体的なもの、あるいは町や教育委員会、学校として、また境目のない課題等があれば報告していただきたいと思えます。

以上で、初めの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 5番、音喜多議員のご質問にお答えいたします。

学校の部活動の地域移行についてのうち、（１）の「厚岸町部活動地域移行検討協議会の立ち上げから現在までの取組状況」についてであります。令和５年度は７月に協議会を設立し、その際に地域移行についての背景の説明や今後の運営方針等を決定し、９月には児童生徒や保護者、教員からのアンケート結果を基に地域へ移行する際の課題等を分析したところであります。

その後、１０月には推進計画の内容について協議し、１１月には地域移行後の運営委員会、必要な経費、保護者負担等、より具体的な検討を進めてまいりました。

１２月には運営委員会の概略や令和６年度に休日の一部の部活動を地域に移行するためのモデルクラブの在り方について検討を行い、既に組織化され、指導者の了承が得られた陸上と吹奏楽について選定したところであります。

２月には、これまでの検討内容を総括して令和６年度以降の指針を確認したほか、国から示された地域移行の対象は、原則中学生の部活動ですが、当町においては、生涯学習の視点から小さな子どもから高校生以上も広く生涯にわたってスポーツや文化等に触れる機会を設けようと、幼少期の児童が運動を楽しむキッズクラブ、天体や歴史、工作等を体験する海事記念館の子どもクラブも対象としたことから、名称を「厚岸総合クラブJOY」に決定し、来年度、実際に地域移行を担う運営委員会を立ち上げるというところまで検討を進めてきたところであります。

次に、（２）の「今後の課題」についてのうち、アの「全体的な課題」としては、運営委員会の設立や指導者の確保がありますが、特に地域移行に際しては、教員の献身的な関わりによって成り立っていた部活動とは違い、指導者への謝礼や運営経費に充てる費用負担が必要となることから、保護者をはじめ町民に対するより詳しい説明が必要と考えております。

次に、イの「教育委員会（町）、学校としての課題」についてであります。運営委員会が軌道に乗るまで、教育委員会が事務局を担当することとなっていることから、より一層、国や北海道の指針、他の先進事例について情報を集め、様々な事柄について対応できるよう準備しなければならないと考えております。

また学校としては、複数校が１カ所で練習することも想定されることから、拠点をどの学校にすべきなのか、休日の学校管理を誰がどのようにすべきかなどの整理が必要と考えております。

次に、ウの「そのほか全般について」であります。活動場所が変わることによる送迎の問題や、複数校が合同で練習する場合の指導方針の統一、レベルや目標ごとの練習方法をどうすべきかなどが課題であると考えております。

来年度は、休日における部活動の一部をモデルクラブとして地域に移行し事業の検証を行うことから、検討協議会や今後設立する運営委員会においてその検証の成果を基に課題を整理し、令和７年度は中学校全部活動の休日における地域移行を進め、令和８年

度以降、平日における部活動の地域移行についても順次検討してまいりたいと考えております。

●議長（大野議員） 5番、音喜多議員。

●音喜多議員 はじめにこの問題に発言させていただいたのは、平成4年12月であります。この問題の取組の指針、あるいは手本として、教育委員会は当時は北海道の教育委員会が後に示すであろう方針に、道の方針ですね、教育委員会の方針に沿って取り組んでいくと、そう説明されておりました。今回、厚岸が今日まで取り組んできた経緯については、その道の方針に沿ってやってきたというふうに考えていいのか、あるいは多少凸凹があって、それを現地で直しながらもやってきたというふうに捉えていいのか、どちらというか、どちらもどっちか、その辺のところについてちょっとご説明いただきたいと思います。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（川越課長） 部活動の地域移行の関係の、令和4年12月のご質問の際と、その方針について変更があったのかというような趣旨かと思われま。

基本的には、12月にお答えした際も、国や道のほうでは令和5年から令和7年度の3年間、当初においてはその3年間で部活動の地域移行をやってほしいという方向がまず示されました。その後、それぞれの地域においてはさすがに3年間で全てというのは難しいという声があったのかと思いますが、国としても令和5年から7年度までに、それ以降も含めてできるだけ進めることが好ましいと変更されたところであります。

この方針に基づいて、厚岸町の部活動の地域移行の協議会におきましては、そのスケジュール感、考え方を踏襲した中で進めてきたところでございます。

ただ、今議員がおっしゃられたような町独自の考えと申しますか、というものは、大きなものはありません。ただ、もともと検討の中でいろいろな総合型ですとか、拠点校型だとかいろいろなパターンがございましたので、それが示された中から厚岸町の協議会委員の皆さんのご意見を聞いて、それはその中から一部チョイスしたというようなことが一部エッセンスとして入っているのかなと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 5番、音喜多議員。

●音喜多議員 分かりました。それで、そういう方針に沿って厚岸町ではどう対応していくかという、そういうマニュアル的なものは作られたのでしょうか。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（川越課長） 協議会の中におきましては、協議会の設置要項、それと推進計画というものを策定いたしまして、これはやはり国や道、他の地域の事例とも参考

にしながら、そういうものを策定したところでございます。

●議長（大野議員） 5番、音喜多議員。

●音喜多議員 相手があるだけに慎重にしていかなければならない部分もあるし、そういう無茶なことも言えないというか、そういう相手の行為に乗ってこの事業を進めなければいけないのではないのかなと思っているので、そういった点では慎重に進めてきたのだろうなというふうに思っております。そして、この取組というか、私が提起して、正直言って今日ここに立つまでの間は、賞味1年と3か月くらいしかたっていないわけです。私の印象としては、事が大きいだけに随分要領がよかったのだと思うのは、去る3月5日、北海道新聞が大きく出てしまったわけです。おお、こんなに進んでいるのかと。私の印象としては、ロケットで打ち上げれば、もうロケットは設置されてしまっ、もうこの4月から、来月4月からもうそれにロケットが発射するのではないかという、軌道に乗って運営されていくのではないかという、そういう早い印象を受けたわけです。その瞬間、反面、ちょっとこれは無理しているのではないのかと。おかみ目線で教育委員会が先行してやっているのではないのかと。こんなことをしているのは無理なところがないのかなという。反面また、要領がいいから、それこそうまく順風満帆でここまで来て、もう来月早々には発射できるのだというような印象を道新で受けたわけです。そんなことからすれば、どういう状況なのだろう。これは聞いておく必要があるなと思ったので、今までの経緯の中でその辺は、道新に書かれている記事のとおり、もうそこまで進んでいるのだよというふうに理解していいのか、再度お尋ねします。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（川越課長） 取組の進捗については、北海道新聞に掲載された内容が、表面上はそのとおりでございます。これは無理してないか、それとも順調に来ているのかという趣旨かと思われませんが、やはり当初、先ほどの答弁で申し上げた、まずは令和5年から7年までが推進期間というものは、やはり緩和されたとはいえ目指すべきロードマップなのかなというふうに考えておまして、スタートの段階から視野に入れていたのが、まさに今回の答弁でもお示しさせていただきました陸上、厚岸レーシングクラブというものになりますが、陸上と吹奏楽、これは地元の吹奏楽団という受け皿がありましたので、当初の段階から、ある程度教育委員会としてもそこら辺をまず軸にしながら、委員の皆さんのご意見を聞いて、まずは当議会においても、再三お示ししております令和6年度においては、休日の一部、部活動を移行したいというこのこのルールに基づいて、着々と令和5年度については6回の協議会の中で、協議会の委員の皆様のお知恵を借りながら、結果として無理なく既存の既に活動しているところを、この部活動の地域移行に乗せられたということでございます。

●議長（大野議員） 5番、音喜多議員。

●音喜多議員 分かりました。

それで、道新の記事をネタにするわけではないのですが、このとおりだとすれば、議論もしていなかった、いわゆる先ほども話している地域の子どもたちとかクラブとか、そういったものも巻き込んで、さらにこれを見ていくと、そういう幼少期から部活動の話が出た、駒からというかさらには成人なり、あるいはこの裏を返せば健康、スポーツのみならず生涯学習、そこまで網羅して進んできたなど、これは思いがけない進め方になってしまっているなど、先を先じているというか、これはいいことだなど、そういう印象を受けたわけです。

それで、このとおりに行くと、先ほどから言っている生涯学習、スポーツや文化やそういうものを超えて、なおかつ健康に至るまで一つを網羅した取組方だというふうに思っていますが、基本的にはそこまで、今もちらっと言ったような気がします、そこまで進めたいという思いでいると認識してよろしいですか。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 今まで課長が答弁されたとおりです。まず、道新の印象でいくと、なかなか順調に行っているなというふうに押さえられたとおっしゃいますけれども、中身は実は大変です。委員会、全6回やったのです。そのたびに、けんけんがくがくしながらやられたのですけれども、それだけいろいろな方々が本当に真剣になってそれぞれの立場で、この町をどうするのだという観点でお話しされました。音喜多議員、今、最後におっしゃいました生涯学習の視点、一番最初に町づくりなのだ、その中核なのだということで、この議論がスタートしました。ただ単に中学校の部活を地域にポイントと寄こす、そういうものではなくて、この町をこれからどうしていくのだという観点なのです。それはなぜかという、昭和39年に1,600人いた中学生が今160人です。昭和58年に800人いた中学生が今160人ですね。というふうに、10分の1、4分の1と、ものすごい勢いで減っているのです。これは、ほかの町村でもそうです。このままでいくと、子どもも少なくなる、部活動の数も少なくなる、そして働き方改革がどんどん進んでいく、この三つをやっていくと、もう待たないのだという判断に立ちました。

また、研修会の中でこれを進めていくのは、教育委員会が本気になるかどうかなのだということをおっしゃいました。そのとおりだと思います。それで、教育委員会が中心となって、民間に任せておくのではなくて、教育委員会が中心となってこのことについて取り組んでいこう、それも中学校の部活だけではなくて、地域づくりの観点としてこの部活動を進めていこうということで話をしてきましたので、かなり論議の中でもいろいろな意見が出てきます。けれども、このいろいろな意見をつくりながらやっていく。

この部活動の地域移行は、正解のない事業と言われていています。これが正解だというのはないのです。なぜないかという、地域によって実情が違うから、さらにはこの厚岸町の規模の実践例というのは、ほとんどないです。ですから、この厚岸町の今までの部活動もそうですし、少年団や各団体が活発に行われてきたことや、それからスクールバスのほか部活バス、少年団バスというのも出ています。それから、生涯学習課がいろいろな事業を今までやってきて、そういうのも受け皿になっていくのですよね。そういう

ものを生かしながらやるとしたら、厚岸町のスタイルはどういうスタイルなのだという
ことをみんなで話し合っ、結果、厚岸町総合型クラブのJOYというのを立ち上げよ
うと。そのために、まずは一気に進めるのではなくて二つの部活動、それから生涯学習
を合わせると四つのモデルクラブを作って進めていこうというところからスタートしま
す。なので、順序を追ってはいくのですけれども、その中でももしかしたら無理があるか
もしれません。それはまた検証していきながら振り返っていくということを進めなが
ら、一つずつ進んでいくという形になります。ただ、印象を見ると、順調に進んでいる
と。決してそんなことはないですので、ご理解ください。

以上です。

●議長（大野議員） 5番、音喜多議員。

- 音喜多議員 恐らく順風満帆とは言いながらも、そういう構造は進んでいても、そう簡
単ではないなどは想像はしておりました。しかし、今、大体お聞きして、やはりこれ成
功させなければいけないと思うのです。もうここまで来たら後がないというよりも、こ
の方法が一番だと思うのですよね。生涯ずっとこの町で生きていくというか、住んでい
くとすれば、やはりその町の中でそういう取組ができるような道筋を行政がちゃんとつ
くっておかないと、そのいい機会だと今回、私は思うのですよね。ぜひそういう意味で
は、皆さんの力というか、今、教育長が頑張っ、てやってくれているなど私は常々そう思
っているのですけれども、このチャンスにぜひご尽力いただきたいなと思います。

最後にちょっとお尋ねしておきたいのは、そのためには、私とも議員含めてですが、
町民として何をしてあげれば、これがもっとスムーズにいくのかなと。そういう日頃の
行いの中から考えることがあれば、お聞かせいただきたいなと思います。

●議長（大野議員） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長（川越課長） まずこの取組につきましては、ご質問にもありました今後
の課題という部分は、確かに山積している部分でございます。これは引き続き検討を進
めながら、運営委員会にも委ねていくということでございます。

町民として何かということでございますが、まずは私どものほうから町民の皆様にか
この内容について詳しく説明をした上で、今度は献身的な教員の努力だけではなくして、
指導者に対する謝礼金というものも想定してございます。そうなりますと、その辺り町
民の皆様が児童生徒、それと幼少期の頃の子どもから高校生以上に含めまして、こう
いう町民の皆さんが芸術文化、スポーツに楽しんでいただくためには費用負担が必要だ
という部分で、それをまずご理解いただいた上で、指導者の発掘という部分も今後の課題
としてございます。ぜひぜひ、そういうものの経験のある方につきましては、今後私ど
もが指導者の模索していく中でいろいろご紹介いただいたり、この活動に積極的に理
解、協力と、できればご参加いただけるような方も出てきていただければ、町全体の
教育長申し上げました町づくりとしての視点で、この部活動の地域移行が議員のご質問の
とおりのいい契機になるのではないかと考えておりますので、町を挙げての取組にできま

すよう、今後も引き続き議論を進めてまいりたいと考えているところでございます。

●議長（大野議員） 以上で、5番、音喜多議員の一般質問を終わります。

次に、1番、竹田議員の一般質問を行います。

1番、竹田議員。

●竹田議員 通告書に従い、質問をさせていただきます。

1、障がい者について。

(1) 平成28年に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法は、国や自治体、また民間事業者に対し、障がいを理由にサービスの提供を拒むといった不当な差別を禁じるとともに、負担が重すぎない範囲で、障がい者の社会参加に必要な配慮、合理的配慮の提供を求めています。この法律は、障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し合う共生社会の実現に資することを目的としております。改正障害者差別解消法が、令和6年4月1日から施行され、障がい者の移動や意思疎通などについて、それぞれの障がい特性や困り事に合わせて、バリア（障壁）解消を支援する合理的配慮の提供が、企業や店舗などの民間事業者に義務づけられるとした法改正ですが、町はこれまでどのような取組をしてきたのか、またこれからの取組を伺います。

2、小中学校におけるがん教育について。

(1) どのような取組をしているのか伺います。

3、津波時の緊急避難所へのアクセス・誘導について。

(1) 厚岸町のホームページにおいて、どこに避難場所があって、その場所には何が備わっているのかをいつでも確認できる内容になっているのか伺います。

(2) 町内には外国人も多く居住しているが、外国人にも分かる内容になっているのか伺います。

以上です。

●議長（大野議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

1番、竹田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の障がい者について、「改正障害者差別解消法が本年4年1日から施行され、障がい者の移動や意思疎通などについて、それぞれの障がい特性や困り事に合わせて、バリア解消を支援する合理的配慮の提供が企業や店舗などの民間事業者に義務づけられるが、町はこれまでどのような取組をしてきたのか」についてであります。障がいを理由とする差別の解消を推進し、国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに相手の人格と個性を尊重しながら相互理解を図り、共生する社会の実現に資することを目的とした障害を理由とする差別解消の推進に関する法律が平成28年4月に施行され、障がい者の不当な差別的取扱いは、行政機関等及び事業者においても禁止とされ、合理的配慮については、行政機関等は義務とし、事業者では努力義務とされて

おりましたが、令和6年4月からは、事業者においても合理的配慮は義務となります。

町では、この制度の周知として、広報誌とホームページへの掲載や窓口へのパンフレット設置などを行っており、町職員が合理的配慮を提供するための厚岸町における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を平成30年10月に施行しました。

これに基づき障がい者差別解消法に即した障がいのある人への職員対応マニュアルを作成し、当初に全職員を対象に説明会を開催し、その後は、新規採用職員研修で説明を行っております。

また、事業者の合理的配慮への取組に対する町の取組としては、町内の飲食店を始めとする不特定多数の人が利用する店舗の環境が、障がいを持つ人も利用しやすいように整備する場合に、その費用の一部を助成する事業者の思いやりを支援するバリアフリー助成事業を平成30年度から実施しております。

令和3年には、補助犬の利用者に対して配慮が必要であることを伝えるために、公共施設や商業施設などの出入口に掲示する補助犬ステッカーとガイドブックを商工会に協力をいただき、商工会会員に向けて配布を行ってまいりました。

さらに、今年1月には、改正障害者差別解消法が令和6年4月に施行されることにより、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されることをお知らせするリーフレットを補助犬ステッカーと同様に商工会から配布していただいております。

今後の町の対応としては、引き続き広報誌、ホームページ等による周知を行うとともに、事業者からの相談や制度の説明などにおいて、商工会と連携して進めたいと考えております。

2点目のご質問については、後ほど教育長から答弁があります。

続いて、3点目の津波時の緊急避難場所へのアクセス・誘導についてのうち、(1)の「町のホームページで、どこに避難場所があって、何が備わっているのか、確認できる内容になっているか」についてであります。町のホームページでは、津波避難場所の一覧や令和4年2月に作成した防災ハザードマップを掲載しているほか、オンライン地図情報サービスにより、津波避難場所の位置を確認できるようになっております。

また、各避難場所の備蓄品についても、避難場所別の品目と数量を一覧表で掲載しております。

次に、(2)の「外国人にも分かる内容になっているか」についてですが、町のホームページ上では、表示する言語を選択できるようになっており、現在はベトナム語、英語、韓国語、中国語のうち簡体字、繁体字の4か国語5言語に対応しており、津波避難場所の一覧は、これらの言語に限り、確認することができますが、備蓄品の一覧表については、ファイルの形式から、外国語には対応しておりません。

また、津波避難場所の位置については、町のホームページに掲載している防災ハザードマップや、オンライン地図情報サービス上において、文字や言語によらず、外国人等にも理解が容易な情報提供手法としての案内用図記号、通称ピクトグラムを用いて表示していることから、確認することができますが、現在、町のホームページ上に掲載している避難場所等の情報については散在しており、今後、構成等の見直しを図る必要があるものと考えております。

また、町内には、技能実習生をはじめとした外国人が多数おりますので、居住されている外国人や外国人観光客等に向けて、他の言語にも対応するなど、改善に努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

●議長（大野議員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私からは、2点目の小中学校におけるがん教育についてお答えいたします。

がん教育に関する指導は、現行の学習指導要領において保健体育科で学習することになっております。小学校では、第6学年の保健で学習する「病気の予防」の中で、喫煙、飲酒、薬物乱用が健康に与える影響について理解するとともに、喫煙を長い間続けるとがんや心臓病などの病気にかかりやすくなること、低年齢からの喫煙や飲酒は特に害が大きくなることなどを学習しております。また、中学校では、がんの発生や進行のメカニズム、がんの要因や予防のための生活習慣の改善、また、早期発見のための検診の重要性など、がん予防について学んでおります。

関係機関との連携を図った取組では、町内小学校1校において町立厚岸病院に協力を依頼し、第6学年で外部講師によるがんに関する正しい知識の習得をねらいとした学習を実施しております。

教育委員会といたしましては、国の第4期がん対策推進基本計画や学習指導要領の主旨を踏まえ、児童生徒ががんについて正しく理解し、実践につなげられるよう指導内容の充実を図るとともに、今後も外部講師を積極的に活用するなどがん教育の一層の充実に努めてまいります。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 まず答弁に対しての再質問をさせていただきますけれども、平成30年の事業者の思いやり支援バリアフリー助成事業、これあるのは私も答弁いただくまでは分かりませんでした。この事業に対してお知らせはしているとありますけれども、これ今までで利用者がどのくらいあったのか、また助成事業に対してどんな利用をされたのか、実績をちょっと伺いたいと思います。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

事業につきましては、厚岸町事業者の思いやりを支援するバリアフリー事業助成金交付事業ということで、平成30年に設立をして、助成を行うこととして設置をしております。

事業の内容につきましては、コミュニケーションツール、手書きで伝えられるコミュニケーションツールの配布、この部分につきましては5万円の補助、10万円の事業に対

して2分の1の補助、それから手すりですとか、一部改修を行う場合につきましては20万円の事業に対して10万円ほどの補助ということで、事業の設置をしたところです。

この事業につきましては、広報誌において平成30年度から毎年周知をしていた状況にあります。現在まで事業の実施につきましては、昨年1件の利用があったという状況となっております。事業につきましては、理美容店の事業者の方が1回使っていることの状況となっております。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 平成30年から始めて、利用率、利用者1件ということですよ。この改正障害者差別解消法というものすごい大事な法律ということについての事業者の理解度というのがないから、この1件にとどまっているのではないかと私は思うのです。それは私の考え、思い方が間違ってますか。なぜ進まないのか、利用者が1件しかないのか。この中にはいろいろ考えられることがあると思います。例えば広報の告知の仕方が問題なのか、足りないのか、またまた相手方が幾ら言ってもやる気、興味がないと思っているのか、どういう解釈をしているのか、その辺を伺いたいと思います。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

制度が平成30年から始まって、その時点で大々的に周知するという部分では、何ていうのでしょうか、周知に十分な内容だったというふうには、ちょっと現在考えると思えないかなと思っております。当課の対応としましては、当時、まずは差別禁止が行政機関、それから事業者に対しても制度の施行の段階で始まったということで、差別の禁止という部分では、その意味で周知を行ってきた経過の中で、合理的配慮につきましては、行政機関において義務化されていて、事業者においてはまだまだこれから義務化になるけれども、まだまだそういう状況ではないというところでは、当時から少なくとも民間の事業者に対して強くアピールをしてこなかったというような経過かなというふうにも思っております。

その経過があったという部分で、改めて平成30年に一部別の事業で補助券のステッカーの配布、それから今年の1月になってからは、4月以降合理的配慮の義務化がされるということで、リーフレットの配布、これを商工会にお願いしまして、事業者には各300部ほど配っていただくということで、何とか認識していただきたいなと取組を行ってきたところでございます。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 これも補助券のステッカーの部分というのも、配られたのも分からないし、私も一応事業者の立場にいるのですけども、見たことももらったこともないのです。どこの事業所に配ったのかなと思ってます。300といたら結構な数なんですけれど

も、厚岸町に300も事業者がないと思うのです。ということは、1件に1枚くらいは来ているのかなと思うのですけれども、全く記憶もないし、見たこともないです。どこに配ったのかなというのを疑問に思うわけですね。

これを細く言っていったら、ただの文句の羅列にしかならないので、私のほうで別に課長をいじめる気でこの質問をしたわけでも何でもありませんから、ざっくりなのですけれども、今年の4月1日から始まります。今までは平成30年から始まるよ、いつかちゃんとなるよという広報的な施行期日だ。今度はきちんとやってください。これに対してのやる、やらない、やったところの事業者、やらないところの事業者についての、例えば法律がきちんとした後に、認識しなければならない一番大事なのが、事業者にとって罰則義務、これらがあるのか、ないのか、その罰則に対してはどのようなことがあるのか、ないのか、これらすら認識してないのです。これらを町側も官民合わせての取組にならなければいけない、そういう部分ではきちんと広報していかなければならないと思うのです。4月1日、これあと1か月もうないのですよね。ですから、この部分についてはしっかり広報して、事業者に対してもいろいろやってほしい。

私、調べたのですけれども、事業者で一番進まなければいけない事業者はどんな事業者なのかなと思ひまして、調べたところ、例えばスーパー、コンビニ関係です。障がい者が弱視のため、店内の商品をスマートフォン、タブレットで撮影して、それを拡大して見ていた。商品に触れてそれを写真を撮るということが実は禁止されているのです、もともと。これは、ではどうするのかといたら、その申出に対して障がい者を補うために撮影を認めることとした。店内に障がい者の方はそれを商品を手にとって写してもいいですよというステッカーを貼る。そうすると障がい者の方が安心してスーパーに買い物に行ける、そういう取組をしています。

また、病院の待合室で呼ばれました。耳に障がいがある方なので聞こえません。そのとき、どうしたらいいのですか。待合室の待っている座席まで、病院の方がスタッフに呼びに行くようにした。それで改善ができた。これは病院型の問題ですね。これらについて、では病院はどうするのかとなると思います。

もう一つ、手に麻痺があって申込み書類が記入できない。直筆と普通はなっていますよね。自分自身が書かなければいけない。こういった場合も許されて、対応の仕方はどうするか。本人の意向を十分に確認して、「いいですか」で、店員またはそこにいる方が代筆による記入を行い、この際記入の内容について、後で見解の相違が生じないように担当の方が必ず立ち合うという改善方法でいろいろやっているわけですね。このことについては、町側にもやらなければいけないことにもなるし、民間事業者もやらなければいけないことになると思います。

三つほどの例として挙げたわけですけれども、日常生活している上で、内閣府がこれを事例ということで出しているのですけれども、この3点が一番大きな、障がい者にとって一番大きな利用する程度が一番高いのでないかと指摘をして、こういうものを作ったのだらうというふうに思うのですけれども、これらについて町側の考えをもう一度聞きたいと思ひます。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

具体的な事例で挙げていただき、確認することができました。法令に基づいて合理的配慮を行わなければいけないという部分では、今回の国の進め方におきましても、すごく重要な部分是对話だとされております。この制度につきましても、当然、車椅子ですとか明らかな障がいに対しては、間口を広げる、スロープをつける、手すりをつけるといったあらかじめ用意して対応できる部分、補助犬ステッカーについても、本来そうです。補助犬を連れてくる方が店に安心して入れる、入ることを認めている。本来はどの店でも入るべきところではあるのですが、そういったものを分かりやすく表示するという部分で事前にできる部分、それと対応が必要だという部分につきましても、先ほどの事例にもあったように、例えば何ができない、どういう障がいで何に困っている、こういったことを事業者の担当者の方と確認をして配慮をしてあげるといったようなやり取りが重要だと言われております。

この部分は今まで私たちが、制度の周知とパンフレットの配布だけでは分かりづらい部分だとは認識しておりまして、今回、商工会に事業者の方に配布するタイミングに合わせて一緒にパンフレットも配布するようお願いをしていたところで、ただ、もし商工会で事業者の方が集まるような機会があれば、説明もしたいというような話も共有しているところです。

また、もしこの制度の運用の中で分からない部分があれば、相談もうちのほう方につなげてもらいたいということでの商工会とのやり取りを今年1月に入ってから、昨年12月からちょっと話をしていた、12月、1月とそういった協議をしているところでございます。もし分からない部分については、事業者の方に説明も加えたいなというふうに考えているところでございます。

●議長（大野議員） 「（病院の事務長は、しゃべることはないの）の声あり」
病院事務長。

●病院事務長（星川課長） 医療機関での対応ということでのご質問ですけれども、今、うちの町立厚岸病院でやっている実際の部分は、障がい者という部分に限ることなく、一応高齢の方がいらっしゃったりするものですから、そういったお手伝いをしなければならぬ方が多いものですから、そのために外来では、そのための対応をする職員を配置したりですとか、例えば呼び出しをするときには、看護師がその場所まで行ってというような対応を既にやっておりますので、それについては、ガイドライン云々くんぬんというよりも、そういった患者が多いということなので、既にそれについて対応済みとなっております。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 この部分については、商工会と手助けをして役場と連携を取って、僕的には勉強会というのは必要かなと思います。要は、先ほど言った、答えていただけなかった

のですけれども、罰則の義務、どんなものがあるのか。その罰則については罰則義務があって、罰則的なものが直接ない、例えば3年未満に下水道の区域については、下水道を引いてくださいというのがあるけれども、一応罰則はあるけれども、罰金とかそういうものはない。別に知らない顔をして3年過ぎても、罰則というか規定を与えることは本人にできないという、そういう一応あるけれども、知らない顔をしていけばそのまま過ぎ去ってしまう法律なのか、罰金みたいなのが来るのか、そういうのが全く分からない状態ですよ。4月1日からということで時間もありませんけれども、別に4月1日以降でもいいので、僕は事業者全員来る、来ないは別として、ステッカーをただ配るということではなくて、やはりそういう取組をしたほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 申し訳ありません。法律につきましては、罰則につきましては、法律上罰金、禁固等の罰則規定はない状況となっておりますが、ただ義務化されていることから、法令違反にはなるといふ実態かなといふところでとなっております。今後の部分につきましても、本来できればもっと早く周知を行った上で、4月に向けて事業者も万全に対応できるというのが本来の形かなといふところでは、私たちどもの遅れがあったと認識しております。4月以降におきましても相談、それから特に説明会については、本当に実施できればなと考えておりますので、そういった形で進めていきたいと考えております。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 よろしく申し上げます。

次に2番目に行きたいと思っております。

子どもたちのがん教育の部分なのですけれども、がん教育の重要性といふのにちなんで、こういったことが予測されるのではないかという部分で、それは心配事なのです。つまり、答弁にもありました保健体育での学習、これは教育の時間をちゃんとつくってお話をする。答弁にも書いてある、禁煙をしたら、飲酒をしたら、薬物を乱用したら健康被害があるよと。長くすると、疾病の悪影響を及ぼす病気になってしまうよと。これは学習ですから、それはもう教育するのは当たり前なのですけれども、子ども自体が若年性何々かとなったときに、その子どもがいじめに遭う対象となる、病気によって。それが一番子どもにとっては、がんになるよりも悲劇だとなったときに、このがんの教育をしながら、そういった子どもたちに、2次の被害、要するにいじめの被害がなくすということも、このがん教育の中にも入っている。であれば、こういった教育方法をしていかなければならないのかというのが、がん教育の中の一番大事な根幹であるとされています。そういった部分では、このがん教育、何々になったら何々になるよではなくて、もっと深い意味の中で教えていかなければいけない。そういった部分についてもう一度伺いたいと思っておりますけれども、その取組についてどうお考えになるか。よろし

くお願いします。

●議長（大野議員） 指導室長。

●指導室長（藏光室長） 今、がん教育に関わるご説明、ありがとうございます。まさしく、私も議員のおっしゃるとおりだなと思います。

それで、今、小中学校で行われている学習というのは、本当に学習指導要領に定められたものですから、本当にやっていて当たり前、基礎基本の部分に当たるのかなと思います。

それを踏まえた上で、やはりもっと深くというところだったかと思うのですけれども、それについては、今、町内1校ではあるのですが、小学校なのです。そこでは外部講師をお招きして、その中で、その方というのが、かなりがんの治療に関わっていた看護師を講師として招いているようなのですけれども、その中でがん患者に接しながら、その方が考えられていたことだとか、あと実際の体験談だとか、その辺も踏まえながらお話をさせていただいたりしているのです。子どもたちも、自分の要望についてのこともそうなのですが、それに加えて、家の人のがんになったら自分にとって何ができるのかというところを考えさせるとかというところまで踏み込んで学習をしているのです。そのような取組というのは、今、議員はおっしゃったいいじめですとかというところにもかなりつながるところなのかなと思いますので、その辺の重要性というところを教育委員会としてもしっかり踏まえながら、各学校にアナウンスしていく。

もう一つ加えて言いますと、なかなか外部講師をお願いするところが、結構手続がまた大変なところではあるのですが、そこも道教委のほうから、まさに3月末にオンラインの動画配信なども行うというところでお話が来ているのです。外部講師がなかなか招くのが難しいということであれば、そういう動画も活用しながら、その動画の中では、まさに今、議員がおっしゃった、がんのメカニズムとかにも加えて、がん患者の体験談ですとか、そういうところもしっかり扱われたものになっているということです。そんなところも各学校にも働きかけながら、それを活用したより深い学習というのをできるように進めていきたいなと考えております。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

文部科学省政務官になっている方のお話なのですが、がん患者団体など様々な関係者の協力が不可欠となる取組ではないか。その中で、各地方自治体では大変苦慮する問題だと思う。文科省としては、がん教育のシンポジウムなどの開催をして、それらを通じて外部講師活用の講示例の展開を努めてきている。また、講師派遣に係る経費も問題になってくる。こういった部分について、講師をしてくれる人材、講師派遣に係る経費、それらについては、2023年度では国が1,200万円、そして今年度については倍の2,400万円を国としては用意している。各自治体でこれらを活用して進めていってほしいなと思っています。

これについて、全国で2,400万円ですから、本当に言葉は悪いですけども、全国で2,400万円とは鼻くそみたいな本当に金額ではないかなと、足りないくらいの金額だと思います。ただ、全国で活用するところもあれば活用しないところもあるし、大きな都会に行くと、自分の身近なところに講師がいっぱいいたり何だりする。やはり、地方において一番大変なのではないかなというふうに思うのです。専門医師がいなかったり、専門講師がいなかったりということがあると思います。これらを活用しながら、がん教育を進めていってもらいたいなというふうに思いますけれども、いかがですか。

●議長（大野議員） 指導室長。

●指導室長（藏光室長） 今、議員にご説明いただいたこと、しっかり受け止めながら進めていきたいと思えます。

もう一つ言いますと、先ほどの動画教材というところと言うと、道教委のほうでがん教材の外部講師リストに掲載されている講師の方ですか、あと講師の方として医師、看護師、そういう方のリストから動画も作られていたりというところもありますので、そのほうも活用していく。それから、今おっしゃっていただいた、補助事業のほうもアンテナをしっかりと高く持ちながら、使えるものはどんどん使っていくという形で教育委員会でも努めてまいりたいと考えております。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 よろしくお願ひします。

3点目に入りたいと思えます。

まず、町内のあるホームページ、白黒なのですけれども、こういった画面があるので、この画面をクリックしてみると、宮園交流地区集会場と書いてあるので、これを答弁にあった各外国語で何か国語も合わすというのは大変ですから、これもローマ字表記。日本のこのローマ字というのは、どの国も大体読めるようなものになっているので、まず最低でもローマ字表記。そして、この画面の下に備蓄されているのか、備蓄倉庫があるのか、ないのか、その備蓄倉庫には毛布があるのか、水があるのか、また備蓄倉庫も何もないと。大体何平米くらいあって、使用人数は大体50人から60人ですと、ただそれだけを羅列してちょっと書くだけでもかなり見やすくなるページになるのではないかと思うのですけれども、ここからリンクして、この画面の小さいものに、もうここから見ても読めないのです。だから、この画面に行かなければいけない、行かないとどんな備蓄状況なのか分からない。これ、確かにページ数は違うからリンクすれば見れるのですけれども、これはちょっと厳しいな。このトップ画面からすぐ開くと、この画面がまず出てきます。この画面をクリックすると、次に1個1個の画面が出てきます。この画面で一番問題なのが、宮園丘陵集会場とポチッとやると、宮園のところのこの避難所のこのマークが白く光るのですけれども、パカッパカッと、全く分からないのです。ちょっと目疲れたら、見えない。これ赤くするとか、もっと見やすくしていただきたい。そんな感じで改良してほしいというのが要望なのです。それをする

と、大体解決してくるのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 町のホームページにおける避難場所の掲載の仕方でございますけれども、議員ご指摘のとおり、ちょっといろいろ見づらい部分も、特に避難備蓄しているもののリスト、これについては非常に見づらいという状況になっておりますので、今、御提言いただいたような手法も含め、他の自治体の例も参考にしながら、より見やすいような、あと地図上の白いのを赤にですとか、そういったことも改善するように努めてまいりたいと考えております。

●議長（大野議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 よろしくお願ひします。検討でなくて、改善していくという言葉、よろしくお願ひします。

自治会において自分の自治会のすぐ近くに避難所があって、自治会、全部の自治会にそれぞれちゃんとした避難場所があるということはないのですよね、現実。全部に対応するというのは大変難しいのかもしれないのですけれども、例えば備蓄倉庫がある場所だけでもいいと思うのですけれども、津波災害が来たときに、一番先に逃げる人は決まってないのですよね。いないときに災害があって、どこか出張に行っていなかったりしていない場合もあるし、たまたま家にいて、その人がぱっと逃げる。仕事をしていてなかなか逃げれなかったり、車に乗って分からなかったり、その都度その都度で毎回毎回あったら困ることなのですけれども、誰がその場所に逃げるのか分からない。

これ一番大事なのは、避難をした方が例えば5人、10人先にいた。そのときに備蓄倉庫があるのは分かっている。その備蓄倉庫に何があるのかが分かっている。それを開けて、例えば寒いときに毛布を使用する。暑いときは水を飲む。そういった、夜であれば懐中電灯があるのか、ないのか。様々に逃げるタイミングというか時間帯で、用意していただくもの、自分が欲しいものが変わってくるわけですよね。そういった部分については、自分の避難場所に行くと、何々があるか、ないのかというのをきちんと把握しているのだろうか。その近くにいる人たち。また、たまたま遊びに行ったり、用を足しに行ったり、買い物に行った帰りにたまたま友人や知人や兄弟や親のところに行った。その方が、たまたま近くの避難場所に逃げることになった。けれども、その場所には何があるのか、何も分からないのですよね。これらもさっき言ったホームページ上のリンクの仕方をきちんとしておけば常に見れるから、私のおばあちゃんの家遊びに行ったら、あそこには避難所があって、倉庫も備蓄倉庫もある。あそこに行ったら倉庫も何もない。そのときにどうしよう、そういう自分の認識の中で勉強していくことによって、家に避難があるとなったときに、うちの近くに行ったら何にも持たなくても逃げても大丈夫。だけれども、うちの避難所は何にもないから、最低限避難用袋を買って、その中に電灯や、例えば銀紙でできた保温性のあるものをかぶるとか、そういった避難袋とい

うのを買って置いてこうとか、そういうことを自分でいろいろ探り当てることができる。それらを、避難誘導者というのがいない、着いた人間は自分で事をなさなければいけない。そういったときに、厚岸町はそういう人はいないと思うのですけれどもも、1人で毛布を2枚、3枚取ってくるむ、みんな1枚ずつなはずなのに。ペットボトルに水がある、先に行って飲んでしまって、2本も3本も集めて隠しているとか、そういう人はいないと思うのですけれども、そういったモラルの問題というのは、特に言わなくてもいいのかもしれないけれども、先に行った人たちというのは、逆に言えばけがをしたり、そういう人たちに対して、医者を呼ぶなんていうことはできない。どうするかといったら、自分で手当てするか、誰かに手当てしてもらわないといけない。そうすると、避難所にそういった緊急的な、一時的な医療的な、例えば簡単なサビオとか、包帯とか、そういうのもあるのか、ないのか。そういうことも自分自身が知っておかなければならない。これらを自治会で、きちんと皆さんに教え込むことと、それから把握してもらわなければならないことを植えつけていかなければならないと思うのです。せっかく備蓄倉庫も全部あるのに、誰もそこに何があるのか分からないという現状が今です。だから、それらをきちんと自治会で集まったときに勉強してもらおう。そういった勉強会も開いてほしい。そういったことを、要望しておきます。

それと、できるのであれば、常日頃から何かがあったときに、いつもいる人がいると思うのです。たまたまいないときもあるかもしれないけれども、数人に避難所の誘導者、それからボランティアで誘導者になっていただいて、来た人を誘導する。または、特別なことはできないかもしれないけれども、1人で2本、3本取るという、先ほど言った毛布を1人で2枚、3枚取るということではなくて、それらを見て有効活用してもらおう。一人一人にくまなく配布できる。そういったことも、お互いに注意しなければならないのですけれども、そこに申し訳ないのだけれども、ボランティアで誘導者となっただけの方を自治会にきちんとつくっておく。その人たちが、そのときにいればいいのですけれども、いないときもあるかもしれません。そんなのをつくったとしてどうするのだというふうになるかもしれない。だけれども、たまたまもしいたしたら、すごい活用方法というのがあると思うのです。そういったボランティアの方を各自治会、避難場所のあるところには、やはり勉強会を開いて、ボランティアという人たちに自治会に各何人かなってもらおう。女性の方、男性の方、元気のいい方。それぞれモチベーションとして、何をしなければいけないのかということもちゃんと把握してもらおう。それは、要するに備蓄倉庫の中身の問題だし、ないならないなりにどうするのか。そういうことも認識してもらおうという意味では、必要でないかと私は思うのです。それについて、今お話ししたことについて、どう考えておりますか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 避難場所の備蓄している物の分かり、どんな物があるか分からないというところで、今議員がご提言いただきました、避難場所ごとの備蓄品の掲示に、ホームページでの掲示等について、これについては改善するようにしてまいります。

あと、避難場所がある自治会ですとか自主防災組織、そちらのほうの方々にも、そういった備蓄品の内容を把握していただいているということで、そういった確かに何かがあるかということ把握することによって、議員がご指摘いただいたような、では自分が何を留意すべきかというところにもつながっていくかと思っておりますので、自治会ですとか、自主防災組織のほうに相談をさせていただきながら、それに限らず防災に関する勉強会ですとか、そういったことにも行うようなことを相談させていただきながら、努めさせていただければなと思っております。その上で誘導をしていただける方ですとか、そういったことについても自治会ごとにそういったお話をさせていただければなとは考えております。

●議長（大野議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告がありました6名の一般質問を終わります。

●議長（大野議員） 日程第3、議案第21号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました、議案第21号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明いたします。

現在、厚岸町は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、4人の教育委員会委員を任命しておりますが、このうち 田辺正保委員の任期が、本年3月31日をもって満了いたします。

つきましては、同法第4条第2項の規定に基づき、厚岸町長の被選挙権を有し、人格が高潔で、教育、学術及び文化について識見を有する同氏を、引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案書1ページを御覧願います。

住所、厚岸郡厚岸町宮園2丁目163番地。

氏名、田辺正保。

生年月日、昭和26年1月31日であります。

また、田辺氏の学歴、職歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期は、同法第5条第1項の規定により、本年4月1日から令和10年3月31日までの4年間であります。

以上、簡単な説明でございますが、ご同意いただくようによろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 推薦人というか、同意を求める方について聞きたいのですけれども、今現在この方、厚岸町観光協会の会長をやられていると思うのですけれども、一般社団法人厚岸町観光協会の会長というのは、これは無職のままでいいのか、どうなのか、これについてどうなのでしょう。

●議長（大野議員） 休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時40分再開

●議長（大野議員） 再開いたします。
総務課長。

●総務課長（布施課長） 調べさせていただきました。無職というのは間違っておりました。調べた中では、やはり団体の役員か職員というのが正しい表記でありました。なので、ここは無職ではなく、団体のほうの、その団体が登記されている場合ですね、されている場合は、その団体の役員か職員となるということで表記されますので、ここであれば観光協会の会長というのが正しい表記だったと思いますので、団体役員が正しい表記でありました。こちらについては、口頭で訂正させていただいてよろしいでしょうか。（発言する者あり）

それでは、間違いでありました。

●議長（大野議員） 休憩します。

午前11時41分休憩

午後1時00分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。
総務課長。

●総務課長（布施課長） すみません。貴重なお時間をいただき、また順序を踏まえずに不適切な発言があったこととおわび申し上げます。

議案第21号の参考資料であります。2ページ、そちらを差替えをお願いしたいと思ってお配りしておりますが、その内容としましては、差替え前は1番下段が無職でありましたが、その下にもう一段加えさせていただきました。無職の欄は令和4年9月19日までとなりまして、令和4年9月20日からは現在まで団体役員となっております。

以上であります。よろしく申し上げます。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（なし）

●議長（大野議員） お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は現案のとおり同意することにご意見ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

●議長（大野議員） 日程第4、議案第22号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました議案第22号 指定管理者の指定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

公の施設であります厚岸町立特別養護老人ホーム心和園及び厚岸町在宅老人デイサービスセンターにつきましては、平成26年4月に町の運営から指定管理者による管理運営に移行し、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会が施設の管理運営を行っております。平成31年3月の厚岸町議会第1回定例会において、第2期目となる5年間の指定管理者による管理の議決をいただき、引き続き社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会が管理運営を更新しており、本年3月31日をもって、第2期目の指定管理期間が満了となるところであります。

3期目の指定管理者を選定するに当たっては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例では原則公募によることと規定されておりますが、特別養護老人ホームについては、社会福祉法において第1種社会福祉事業と規定され、その経営主体は、国、地方公共団体または社会福祉法人とすることを原則としていること、心和園とデイサービスセンターに勤務する職員の雇用の確保を考えながら、施設におけるサービスの質の維持・向上を図るためには、引続き厚岸町社会福祉協議会での指定管理が望ましいという考えから、手續条例第5条第1項第6号の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定を行うことといたしました。

また、厚岸町社会福祉協議会を指定管理者の候補として選定するには、第2期の指定管理期間における指定管理の状況について、町民の視点で評価することも必要であるため、老人福祉施設指定管理者評価委員会を設置し、評価をすることといたしました。

評価委員の選出につきましては、町の高齢者保健福祉計画など、保健や福祉に関する計画策定などについて検討を行っていただいている厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会の委員が所属している団体を基本に5人と司法書士、合わせて6人に委

囑しております。

評価の方法としては、実際に施設に出向き、管理業務内容の説明を受け、質疑等を行い、町民の公平な利用が確保されていること、施設の管理運営に関すること、公の施設としての公共性とサービス提供に関することの大きく三つの大項目、40の小項目による評価基準で評価を行い、評価委員会の評価結果として総合評価A、管理業務について一切の問題点はないとの報告をいただきました。

この評価結果を受け、厚岸町社会福祉協議会に、手続条例第5条第2項の規定に基づく指定申請書の提出を求め、提出された申請書は、同条例施行規則第5条に基づく厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会において選定審議を行っております。

その結果、指定管理者として管理業務について適正に行うことができると判断され、適当との意見が町長に提出されましたので、この結果を踏まえ、指定管理者の候補者として地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案書3ページをご覧ください。

1、公の施設の名称。厚岸町立特別養護老人ホーム心和園及び厚岸町在宅老人デイサービスセンター。

2、指定管理者の名称としまして、厚岸町梅香2丁目1番地、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会。

3、業務の範囲。厚岸町立特別養護老人ホーム心和園につきましては、（1）町立特別養護老人ホーム条例（昭和56年厚岸町条例第3号。以下「条例」という。）第4条各号に掲げる事業に関する事。 （2）条例第7条に規定する事業の利用に関する契約の締結に関する事。 （3）条例第8条に規定する利用者負担及び実費に相当する費用の徴収に関する事。 （4）施設及び設備の維持管理に関する事。 （5）その他町長が定める業務としております。

厚岸町在宅老人デイサービスセンターにつきましては、（1）厚岸町在宅老人デイサービスセンター条例（平成3年厚岸町条例第7号。以下「条例」という。）第3条各号に掲げる事業に関する事。 （2）条例第6条に規定する事業の利用に関する契約の締結に関する事。 （3）条例第8条に規定する利用者負担及び実費に相当する費用の徴収に関する事。 （4）施設及び設備の維持管理に関する事。 （5）その他町長が定める業務としております。

なお、両施設は、厨房業務、給湯ボイラー、電気・水道が共用されており、両施設間の人事交流等が行われることで、柔軟な職員配置が行える利点などがあることから、両施設を別々に管理しなければならない特別な事情もなく、引続き一体的管理とするものであります。

4、指定の期間であります。令和6年4月1日から令和11年3月31日までとしております。

町が実施している指定管理者制度は、いずれも指定期間を5年間としており、これまでと同様の取扱いとし、5年間とするものであります。

なお、管理業務の詳細につきましては、本議案が議決されますと指定管理者基本協定書を締結することになります。が、議案第22号参考資料として厚岸町立特別養護老人ホー

ム心和園指定管理者基本協定書（案）と厚岸町在宅老人デイサービスセンター指定管理者基本協定書（案）を配付しております。

第2期の協定書との主な変更点については、2つの協定書に共通して規定のある指定管理者が町に報告する事項の第19条「事業計画書」、第20条「事業報告書」に係る提出内容の変更であり、このほか字句の整理など所要の修正を加えております。

また、議案第22号参考資料2として別に、厚岸町老人福祉施設指定管理者評価委員会評価結果を配付しておりますので、併せてご参考に供していただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 施設の老人ホームとデイサービスの指定管理を社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会に指定する議案でございますが、たしか私の記憶では、平成26年にスタートし、今回3回目の指定ということでございますが、既に2期終わられておるのですけれども、今回、今、提案理由の説明で縷々詳しい説明があったのですけれども、改めてお尋ねをさせていただきます。

選択方法についてであります。入札方法を取らず、社協を推選に至った。提案理由では、いろいろ手続を踏んできました、こういう説明でございますが、今日の社会情勢や他の市町村のその実態からいくと、入札方法などいろいろな方法があったのですけれども、上程するに至った、上げてきたからには一番いいということで上げてきたのだと思うのですけれども、その辺の検討というのはなされたのでしょうか、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

前回の議員協議会におきまして、もともと公募、非公募に係る部分の説明がなかったということで、大変申し訳ありませんでした。

当初、指定管理の事務を進めるに当たりましては、まずは公募による、いわゆる入札プロポーサル等選定を行うもの、それからもう一つは公募によらず、いわゆる契約でいうと随契のような1者随契のような形で非公募で行う場合との選択ができることとなっております。厚岸町におきましては、当初から入所施設、特別養護老人ホームの施設の性格上を社会福祉法人等、その他ノウハウのある事業者が運営を行う必要があるということ、それからこれらの経過から職員が町の運営から職員の所属も移行した上で、現在においては人員の確保まで一体的に行われている実績も含めて、まずは当初に公募によらず非公募にすることを決定しております。期日としましては、令和5年の10月17日に非公募で行うことを決定しております。これの根拠としましては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項、第6項において、本町が出資

している法人または公共団体もしくは公共的団体において、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成し、相当程度の事業交換を期待できると思慮されるときに、公募によらず非公募によって行えるという規定がございます。町はこれに基づき非公募による決定をしております。

内情としましては、当然これまで行ってきた経過から、社会福祉協議会において、継続して事業実施ができることの確認を運営している中でしております。加えて、今回は前回と同様に評価結果をもちましてこの確認を行ったということ、事務の執行の中では前後している部分はありますが、そういったことを踏まえて非公募で行いたいということを決めているという経過でございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 社協の指定管理、答弁がありました。移行のときの経過もあります。ですけども、やはり働く皆さんの安定した、これからもそのことも忘れられないことだと私も思います。

その上でさらにお尋ねをさせていただくのですが、社協の指定管理、10年たつわけです。それで、この指定管理になってから、施設を利用している入所者の皆さんにとって、指定管理になってからのメリット・デメリット、どのようなものがあるのか、まずお尋ねをさせていただきたい。

それからもう1点、施設で働く方々にとって、指定管理になって何ら問題はなかったのかどうか、この2点についてまずお尋ねをさせていただきます。

さらに評価委員会、この表をいただきました。ここで何点かお尋ねをさせていただきます。

この評価委員会の評価結果でございますが、評価点が200点のところ、評価委員の評価はトータルで181.3、90.65%の達成率でございます。非常によい結果を示されて評価をされているというふうに理解ができるのですが、3ページを見てください。3ページの2項ですか、ここに書いているのは、2項の（2）サービスの向上を図るため取り決めに適切にしているか、このウのところでございます。介護サービス事業者はもとより利用者団体、地元の自治会との良好な環境を有するとともに、必要な連携を図り連絡調整を行っているか、ここが3.67でございます。それから、もう1か所、その下のほうに（6）自主事業への取組は適切に行われているか、ここも3.67でございます。この表の中で唯一2か所、3点台でございます。それで、この2か所について、この内容について、なぜ評価が低かったのか、どうなのか、この辺について、どう改善していくのか、この辺についても可能な限り答弁をしてください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

最初の指定管理を行ったこと、社会福祉協議会で行ったことによる事業のメリットとデメリットということでございます。当初、指定管理を移行するときの説明の中で、指

定管理をすることで、もちろん事業の質の向上、事業運営、町民にとってよりよくなる前提で指定管理制度を導入したいという説明をさせていただいております。ただ、その中にはお金の問題もあるだろうということで、町が負担となっている費用について、民間意識を導入した運営経営に移行するというメリットも当然あったことと認識しております。それは経営後においても、当初補助金を出しながらも、第2期以降は運転資金を自分たちで確保できるくらいプラス収支として運営されている状況が続いております。

また、ただ昨年度コロナ禍において、クラスターが発生したときなどで収入源となったり、かさむ費用があったりということでは、施設の自助努力で経営収入が減る、町からの費用的な支援は行わなかったのですが、物理的な支援等も行う、そういったこともあります。社会福祉協議会がこれまで行ってきた中で、運営についてはとても安定して、長期経営に向けた取組ができているなど考えております。特に利用者におきましては、現在は入所判定におきましては、これは全国一律、統一したルールで行うような形で適正な入所管理を行っているところがございます。この運用につきましても適正に行われているですとか、あとは、職員の勤務条件等におきましても、人が少ない中、きちんと手当の支出、それから休暇の取得等においても配慮しながら経営されている状況も見られる状況となっております。

また、指定管理の運営に当たって第三者評価も導入しておりますが、コロナ禍の期間では実施されておりませんが、その評価、1回目の評価に基づいて、いい点、駄目な点を改めて認識した上で、再度第三者評価を受けて評価につなげていく。内部委員会においては、例えば虐待等、それから事故発生等においても適正な対処ができている、そういった取組が大きなメリットかなと考えております。

デメリットの部分につきましては、なかなか、例えば施設の中で、やはり施設の老朽化等がありまして、これを自主財源で行ってもらう部分と町で修繕を行う部分のやり取りですとか、町が行う場合には、明日にでも直さなければいけないものについて少し時間がかかるとか、そういった手続上の一段階を踏まえて、時間が経過して対応するといったデメリット等もある中で運営されているというところもあるかなと、今考えていた部分ではそういったところかなと思います。

それから職員の方についてですが、特に職員との面談、その後行っておりませんが、個々にどういった意見を持っているかというのは確認を把握しておりませんが、現在、指定管理以降の職員の離職率というのですか、通常の施設では離職率が今は2年ちょっとほどと言われております。その中では、心和園の職員の定着率という部分では、4年、5年、長い方もいらっしゃいますし、退職の方も年齢によって出てきておりますが、その後の確保もできているというところで、職員についても安定して働ける環境なのかなと考えております。ただ、今回、コロナ禍におけるクラスターの対応については、職員が自宅に帰れない、ホテルから通ってこななければいけないですとか、そういった職員の大変さというのを改めて町のほうも認識した経過もございます。施設の運営側としても、利用者の感染を防ぐのを最優先した結果、職員がそういった負担が生じたということも聞いております。そういった状況となっております。

また、評価結果について、評価結果が今回4点台がほとんどなのですが、3点台が2点ありまして、1点につきましては、(2)のウ、サービス事業者や利用者団体、地元

自治会との良好な環境を維持するという部分です。これにつきましては、この5年間のうち、令和元年の後半からコロナ禍が始まって、他との交流がほぼできない状況となっております。これは施設の責任ではない部分もありますが、その中でも例えば家族との面談におきましては、別の部屋からテレビ電話で行うですとか、施設の中の立ち入りはできない中でもやり取りをする、また、完全な禁止期間も一部持った経過もございます。そういったコロナ禍の影響の中で、特に地域との関わりを持つ事業ができなかった。これは評価につきましては、事情があったにしても行う材料が、評価する材料がなかったということで低かったと認識しておりますし、施設のほうでも、もう少し工夫してできた部分もあるのかなというようなことも聞き取っておりますので、そういった評価と考えております。また、(6)の自主事業への取組は適切に行われているかという部分につきましては、指定管理に移行した当時、自主事業というのは、たしか別に収入を持つ自動販売機の運営だけだったのですが、当初、社会福祉協議会との話の中では、やはり施設を有効活用するために、地域との交流ですとか、地域と関わるような、地域に資するような事業を行ってほしいというような話をしてきた経過がございます。この部分についても、コロナ禍の部分もありますが、評価できる材料が少なかったということで、点数が低いというふうに認識しているところであります。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 まず、評価のほうなのですけれども、それぞれ大きな要因として、コロナで人の接触、外部との接触が絶たれたことによって、ある程度両方とも影響があるのかなと理解をさせていただきました。

それで、今の答弁なのですけれども、僕が聞いているのは、2点なのです。おおむね、施設の運営がどうのこうのということを聞いているのではないのです。移行になった、それで利用されている皆さんにとってどうだったのかということを聞いているのですよ。ただ今の答弁であれば、おおむね変わりないと。ただ、コロナの問題であって、これも大きな変化がなかったよというふうに理解をさせていただきましたし、働いている人の皆さん、私は、ここはさっき答弁ありましたよ、1回目に。移行のときから10年たつわけですけれども、働いている皆さんの指定管理になった。そのときに、ここでも議論があったわけです、いろいろと。私もそのときにいた議員の1人として、働いている皆さんが移行になって、どうだったのかなと。この辺については、今の答弁であれば、おおむね変わりないと、こういう答弁があったと理解をして、それでよろしいのでしょうか。

それから、スタッフの人員不足、私も各施設で働く皆さん、人員不足と判断をしております。実際はどうなのでしょう。この対応策というものは、町としてはどう対応していくのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

利用者にとってという部分、答弁漏れていた状況かと思います。利用者におきましては、入所される環境につきましては、もちろん町が運営していた頃から大きく変わるものではなく、安定した生活ができていると認識しております。また、職員のことについてもお話のとおり、安定して就労ができる状況にあると認識しております。

人員不足のことに関しましてですが、人員不足については、現在でも介護員の募集を行っている状況にあります。これは、一つ施設の最低基準という基準があるのですが、個々行われている入所施設につきましては、最低人員は当然超えた人員配置をしております。その中で、夜勤勤務を主体として、心和園でいきますと2クール、3クール、三つくらいを組まないとなれば人員確保になったことにならないので、その分の人員を確保するためには、人がいない分、その分勤務日が増える、勤務時間が増えるといった対応で対応している実態でございますので、人員が1人、2人不足している状況にあると認識しております。

施設、それから社協との話の中では、釧路管内においても、順次外国人の導入等が行われてきていて、それもやり始めたではなくて、やって数年たってきた状況が見えてきております。今後、さらに介護職員の確保ができないとすれば、そういった手段も近いうちに具体的な話を進めなければいけない段階にあるかもしれないというような協議をしている状況となっております。これは、町としましては、心和園の指定管理におきましても、当然介護員の問題はございますが、この部分は町全体としても介護職員の不足というような問題でもありますので、改めてちょっと考え方、それから把握をした上での整理をしたいと考えているところでございます。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第5、議案第23号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました、議案第23号 町道路線の廃止に

ついて、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

議案書 5 ページをお開き願います。

議案第23号 町道路線の廃止についてでございます。

次のとおり町道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書 6 ページ、議案第23号説明資料左側の廃止路線位置図をご覧ください。

このたび町道路線を廃止しようとする路線は、光荣地区から太田南地区までの路線名太田南坂道路であります。

この太田南坂道路は、道道厚岸標茶線の一部として北海道が管理をしておりましたが、道道厚岸標茶線の区域変更に伴い、不要物件となった部分を厚岸町が平成2年3月に町道認定を行い現在に至っております。通常は、起点と終点をゲートにより閉鎖をし、一般車両の通行には供しておらず、酪農業による牧草の採草や林業施業の目的時のみ通行している状況にあります。

議案第23号説明資料右側、尾幌糸魚沢間道路計画図をご覧ください。

図面にありますとおり、このたび国が整備を進める国道44号尾幌糸魚沢間道路の一部が、太田南坂道路を横断することになり、当該道路が分断されることになりました。

そのため、町道路線を2路線に分ける必要が生じたことから、あらかじめ当該路線を廃止しようとするものであります。

なお、廃止後の路線は、新たに二つの路線として認定をしようとするもので、議案24号として、別途提出させていただいておりますので、後ほどご審議いただきますようお願い申し上げます。

議案書 5 ページにお戻りください。

町道廃止路線の概要であります。

路線番号、269。路線名、太田南坂道路。区間として、起点、光荣85番地先、終点、太田南57番地先。参考として、延長2,450.60メートル、敷地幅員13.50から82.31メートルであります。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 日程第6、議案第24号 町道路線の認定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長。

- 建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました議案第24号 町道路線の認定について、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

議案第24号 町道路線の認定についてでございます。

次のとおり町道路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書8ページ、議案第24号説明資料に認定路線位置を示しておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

このたび町道路線を認定しようとする路線は、先ほど議案第23号でご説明したとおり、太田南坂道路を、国が整備を進める国道44号尾幌糸魚沢道路の一部が太田南坂道路を横断するため、当該道路が分断されることになったことになりました。この路線は、一般車両の通行はできませんが、酪農業による牧草の採草や林業施業目的の通行のため、必要な道路であることから、分断後の路線を新たに二つの町道路線として認定しようとするものであります。

町道路線認定の概要であります。路線番号、632です。この路線は、光栄から太田南方面へ向かう路線で、路線名、太田南坂1号道路。起点は光栄85番地先で、廃止前路線の起点と同じになります。終点は光栄379番1地先。延長625.45メートル、敷地幅員14.41から49.81メートル。

次に、路線番号、633です。この路線は、太田南から光栄方面へ向かう路線で、路線名、太田南坂2号道路、起点は太田南57番地先で、廃止前路線の終点と同じです。終点、太田南118番1地先。延長1,630.91メートル、敷地幅員13.66から32.24メートルであります。

なお、認定後の各路線につきましては、これまでと同様に一般の通行には供さず、酪農業や林業のための路線として管理を行うこととし、2路線に分断された場合においても、酪農業、林業に影響を及ぼさないことを確認しておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議長（大野議員） これより質疑を行います。

(なし)

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 日程第7、議案第25号 厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

危機対策室長。

- 危機対策室長（四戸岸室長） ただいま上程いただきました議案第25号厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明させていただきます。

今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化し、デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについての国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布され、このうち、個人番号の利用及び情報連携に係る規定の見直しが行われ、新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始を可能とする行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の改正が公布の日から起算して1年3か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなりました。

この改正に伴い、厚岸町が行う個人番号の独自利用や庁内連携に関する事項を定めている厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例において、条例中の定義規定の追加と引用条項の整理を行う必要が生じたものと、併せて字句の整理を行うため、本条例を制定しようとするものであります。

なお、この改正により、本条例の規定内容に変更が生じるものではありません。

改正内容の説明については、別に配付している議案第25号説明資料、厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表により行わせていただきますが、併せて議案第25号参考資料、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律抜粋を配付しておりますので参考としてください。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

この条例の「趣旨」を定める第1条の改正は、法律名の略称を、他の条例と同様、「法」に改めるものであります。

「定義」を定める第2条の改正は、第1号から第4号までは、第1条で略称規定を改

めたことに伴う字句の整理、新たに定める第5号及び第6号は、個人番号による情報連携が可能な事務を規定している番号利用法別表第2の第2欄及び個人番号による情報連携が可能な特定個人情報規定している第4欄が、同表の廃止に伴い新たに番号利用法第19条第8号に「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」として定義されたため、本条例中で使用する用語について、それぞれ規定するものであります。

「個人番号の利用範囲」を定める第4条の改正のうち、個人番号を独自利用する事務について定める第1項は、第1条で法律名の略称を改めたことに伴う字句の整理と番号利用法の引用規定を第2条第5号に定義づけしたことに伴う字句の整理、個人番号の独自利用を行う事務の処理について定める第2項ただし書は、第1条で法律名の略称を変更したことに伴う字句の整理、個人番号利用事務の情報連携について定める第3項のうち本文は、番号利用法の引用規定を第2条第5号に定義づけしたことに伴う字句の整理、ただし書は、第1条で法律名の略称を改めたことに伴う字句の整理と番号利用法の引用規定を第2条第6号に定義づけしたことに伴う字句の整理であります。

「特定個人情報の提供」を定める第5条のうち、番号利用法第19条第11号の規定に基づき、庁内における他の執行機関との間の照会、提供する特定個人情報を定める第1項の改正は、第1条で法律名の略称を改めたことに伴う字句の整理であります。

議案書10ページにお戻り願います。

附則であります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年3か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされておりますが、現時点で政令は定められていないため、この条例の施行日を同法の施行日に合わせ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行するとするものであります。第1条の改正規定、第2条第1号から第4号までの改正規定、第4条第1項のうち「番号法」を「法」に改める部分の改正規定、同条第2項ただし書の改正規定、同条第3項ただし書の改正規定のうち「番号法」を「法」に改める部分及び第5条第1項の改正規定については、法改正を伴わない改正のため、公布の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより、質疑を行います。

8番、石澤議員。

●石澤議員 個人情報なのですが、こういう規定に合わせて利用された場合に、その個人には利用したことのことが何使われたとか、そういうことは、個人、閲覧したいとかとなったときには、調べることができるのですか。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 個人番号の利用に、情報連携による利用につきましては、マイナポータルという個人番号のインターネットですとかスマートフォンで閲覧できる自分のページにログインしていただいて、そこの中でそういった情報連携で使われた情報というものが一覧で出るようになっておりますので、そこでこういったものに使われたというのは確認することができるようになっております。

●議長（大野議員） 8番、石澤議員。

●石澤議員 そういうことは、個人、その人が自分で調べないと分からないことですね。使ったほうから、こういうのを使いましたというようなあれはないのですね。

●議長（大野議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 利用する行政からの、こういったことに利用したという本人宛ての通知はございません。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第8、議案第26号 厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（堀部課長） ただいま上程いただきました議案第26号 厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明を申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。

議案第26号厚岸町印鑑条例の一部を改正する条例であります。

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関

する法律により、個人番号カードの利便性向上のため、個人番号カードの所有者について、移動端末設備、いわゆるスマートフォンに移動端末設備用の電子証明書の搭載を可能とする電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が、同法施行令により令和5年5月11日から施行され、従前の個人番号カードに搭載される個人番号カード用の電子証明書に加え、新たに、スマートフォンに搭載する移動端末設備用の電子証明書を使用して、行政機関等への各種手続を行う事が可能となりました。

当町においては、令和5年4月から個人番号カードの利用者証明用電子証明書を利用し住民票の写しと印鑑登録証明書の申請・交付について、全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から取得できるサービス、いわゆるコンビニ交付サービスを行っていますが、さらなる町民の利便性向上のため、本年4月から、スマートフォンに記録する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用した同様のサービスを行うため、本条例を制定するものであります。

なお、改正内容の説明については、議案書により行わせていただきますが、併せて議案第26号説明資料、新旧対照表と議案第26号参考資料①関係法令の抜粋及び議案第26号参考資料②厚岸町におけるコンビニ交付サービスのイメージを配付しておりますので参考としてください。

それでは改正内容の説明をさせていただきます。

多機能端末機による印鑑登録証明書の交付について定める第16条の改正は、法改正に伴う規定中の字句の整理と、利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カードを使用した印鑑証明書のコンビニ交付サービスに、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているスマートフォンの使用を可能とする規定を整備するものであります。

次に、附則であります。

この条例は、令和6年4月1日から施行するとするものであります。

なお、本議案の議決をいただいた後、令和6年4月1日のサービス開始に向けて、町民に対し、町広報誌等により周知を図ってまいります。

以上、簡単な説明ではございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第9、議案第27号 厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました議案第27号 厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書12ページをお開き願います。

議案第27号厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例の一部を改正する条例であります。

厚岸町菌床きのこ生産者住宅は、菌床きのこ生産による地域の活性化を図るため、上尾幌地区の菌床きのこ生産地としての定着化と新規着業者への支援策として、北海道住宅供給公社からの資金貸付を受け、平成10年度に木造平屋建て10戸が建設したものであります。この生産者住宅の月額家賃は、建設当初から北海道住宅供給公社からの資金貸付の償還が完了する25年間に基に算出し、生産者支援のため入居年数に応じて月額家賃を2万円、3万円、4万円の3段階とされているところでありますが、令和5年度をもって25年間の北海道住宅供給公社に対する資金貸付の償還が終了すること、また建設から25年が経過した住宅の状況を踏まえながら、引き続ききのこ生産者を支援するとともに、町営住宅との家賃の整合性を考慮した上で、令和6年4月からの月額家賃を改定するため、本条例を制定するものであります。

改正内容の説明については、別に配付している議案第27号厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表により行わせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

はじめに、生産者住宅の家賃を規定している第8条の別表について、ご説明いたします。新旧対照表2ページの別表をご覧ください。

まず、現行の月額家賃の算定については、住宅建設費に残存率0.9を掛け、償還年数25年で除したものを戸数10で除し、さらに12か月で除した額4万円を入居から6年目以後の月額家賃としており、この額を基準額としてきのこ生産に係る新規着業者への支援のため、入居日から3年間の月額家賃を基準額の10分の5となる2万円、入居日から4年目以後の以後2年間に基準額の10分の7.5となる3万円としております。対して、改正案にある月額家賃の基準額については、前段でも説明させていただきましたが、町営住宅との家賃の整合性を考慮するため、町営住宅使用料の算定基礎を参考として算出しております。

町営住宅住宅使用料の算定では、所得額に応じて8段階の算定基礎額があり、その基礎額に団地ごとの所条件の係数を乗じて算出された値を住宅使用料としております。このたびの生産者住宅の月額家賃の算定に当たっては、町営住宅使用料と同様の方法で算出された8階層のうち、中間値となる4階層の2万9,000円と5階層の3万3,100円の平

均値3万1,000円を入居から6年目以降の月額家賃基準額とするもので、現行の月額家賃4万円から9,000円の減額となります。また、これまでと同様、新規着業者を支援するため、入居日から3年間の月額家賃を基準額の10分の5、現行の月額家賃から4万5,000円減額となる1万5,500円、入居日から4年目以後2年間の月額家賃を基準額の10分の7.5、現行の家賃から6,750円減額となる2万3,250円とするものであります。

1ページ下段にお戻りください。

次に、入居資格の特例を定める第4条第3項に規定する、第3条第2号から第5号までの条件を満たす菌床きのこ生産者以外の入居者の月額家賃を定める第8条第2項の改正は、別表のきのこ生産者の入居日から6年目以降の月額家賃と同様、4万円を3万1,000円に改めるものであります。

議案書12ページにお戻り願います。

附則でございます。

第1項は、施行期日でこの条例は、令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2項は、経過措置で改正後の厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例の規定は、この条例の施行の日以後の家賃から適用し、同日前の家賃については、なお従前の例によるものがございます。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

4番、金子議員。

●金子議員 条例の改正により家賃が下がることは、きのこの生産者や他の入居者も非常にメリットのあることだと思います。下がる理由が経年劣化というか、25年たったということで、いろいろな条件により家賃が下がるということだと理解しているのですが、昨年、このきのこ住宅に入った方が、生産者ではない方なのですが、先日ちょっと聞き取りに行ってきた話を聞くと、町のほうではちゃんと水道関係も確認して、住むには全く問題ないという状態で引き渡したと課長からお話は聞いているのですが、入って半年くらいたつ今も、水道水を出すと、さびの入った赤い水が最初のうちは今も常時出続けるということで、建物の年数がたつて家賃が下がるというのはシステム上分かるのですが、年数がたつイコール経年劣化してその分メンテナンスしたり管理しないと、住む人が快適に住めないと思うのですが、この辺りはどうお考えでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） ご質問のありました昨年入居された方の状態につきましては、我々のほうには直接そういった事案があるという相談が今現在来ておりませんで、実態については詳細はちょっと把握しかねるのですが、住宅を管理する立場といたしましては、そういった事案はもとより住宅の不具合があった際には、その都度その都度現地を

確認しながら修繕なり改善に向けた対応を取っていくという体制を取っておりますので、その辺はもしそういった不具合があれば、即座に相談していただくようにしていただければと考えております。今後もそういう適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 おっしゃっていることは、そうしていただく必要が、町が貸しているのだと思うのですが、なかなか入居者も役場に、入居者の話であるのですが、役場に連絡してもすぐに対応してくれないというか、いついつ何かこういうふうに直すとかという約束とかも、なかなかいつ直るとか、やるとは言いつつ、見てはくれると言うけれども、なかなか改善されないから、役場に言っても何か無駄みたいな感じの雰囲気僕にも相談されることもあるので、ぜひ入居者とのコミュニケーションというか、入居者が入居しやすいような環境を町側も整えていただく必要というのが、規定や規則とか、ルールとかというの分かるし、ちゃんとしているというのも役場の課長の言っていることも信じているのですが、入居者側からすると、そういう声を役場に言ってもちゃんと対応してくれないとか、そういう声もあるのですが、その辺りについては何か改善策というか、入居者が満足するようなことはお考えいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 町の対応が遅かったという部分については、ちょっと私自身も具体的にどの事案がどうだったというところは、今、抑えてはおりませんが、町のスタンスとしては、そういう不具合が出た場合には、修繕は必ず行ってきておりますので、そういった部分は、役場に言いづらいという部分ももしかしたら入居者の方あるかもしれませんが、その辺は今後、ご質問者おっしゃるとおり、入居者とのコミュニケーションや定期的な聞き取りなどを行いながら、そういった不具合等は改善できるような体制は整えていきたいなというふうに考えてございます。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 ここでお尋ねをさせていただきます。

きのこ生産者住宅、10戸あるという説明を受けたのですが、現在、実態としてきのこ生産者が何軒入っておられて、きのこ生産者以外の方、何軒お住まいなのでしょう。また、そのほかに空きもあるのでしょうか。この辺の実態について説明をしてください。

それから、月額3万1,000円の根拠立てについては説明を受けたので、内容は分かったのですが、以前からたしか8番、石澤議員のほうから、予算のときにぜひ下げ、古くなっているしという意見があって、ここで改正されてきたのはよかったと思

って聞いていたのですけれども、きのこの生産者以外の方、きのこの生産者のことで建てているわけですから、この恩恵というのはいいのですけれども、これが3万1,000円になったよ、けれどもきのこの生産者以外にも3万1,000円で貸出しするわけですよ。そうすると、僕は逆に一般の町営住宅のほうとの整合性というのはどうなのだろうと。幾ら古いかもしれないけれども、片一方は4万円ですか、そういうのと、こっちのほうは3万1,000円にしましたよと。この辺の逆に整合性取れるのかなと、こういうふうに危惧をするのですが、この辺の見解というものを伺いたします。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） まず、今の実態についてであります。建設当時、木造平屋で10戸建設ということの説明をさせていただいたのですが、今現在、そのうちの2戸が地域起こし協力隊の住宅として、現在、移管している状況にあります。そのため、きのこ生産者住宅としての管理戸数については、今現在8戸でございます。その8戸のうち、現在入居されているのが5戸。そのうち、一般の入居者が2戸ということになりますので、きのこ生産者の方については3戸入居しているという状況にあります。

それから、生産者以外の方の家賃につきましては、あくまでも制定当時の基準額、当時は4万円の基準額と同様の金額で生産者以外の方も家賃設定をさせていただいたという経緯がございますので、今回の改正につきましても、基準額を3万1,000円と変えさせていただきたいと考えておりますので、生産者以外の方についても同様の3万1,000円とさせていただきたいという考えで、この条例案を提出させていただいております。

●議長（大野議員） 7番、南谷議員。

●南谷議員 苦しい答弁されているけれども、分かりました。以前も同じでしたよね。たしか一般の方が借りられるのもきのこ生産者も。これ、所得の関係で、きのこの生産者住宅はあまり変動しませんでしたよね、たしか。僕の記憶では。生活保護は別なのですが、ある程度4万円なら4万円というのを固定していたと思うのです。今回、3万1,000円になります。ぜひ、まだ空きがありますから、広く住民の方にもPRをして、ぜひ満戸になるように課として努力をすべきだと思いますが、この辺の考え方についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 現在まだ3戸空きがあるということで、まずもってこの住宅の目的自体が、菌床きのこ生産者のための入居していただく住宅ということでございますので、まずはそちらの生産者の方にぜひ入居していただけるようなPRは、センターを含めて行っていかなければならないというふうには思います。

それと、一般入居に関しましては、あくまでも、今申し上げましたが、生産者が優先ということで、一般の方については、生産者の方の入居が増えた場合には、どうしても

譲っていただくというような制度になっておりますので、どんどん一般の方に入ってくださいというような考えには実は立っておりませんので、空きがあった場合に入っただけですよといったような考え方で管理しておりますので、その辺についてはぜひご理解いただきたいなというふうに考えております。

- 議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 日程第10、議案第28号 厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました議案第28号 厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

議案書13ページをお開き願います。

本町では、事務事業の執行において生じる法的な問題に適切かつ円滑に対応するため、平成5年10月1日に釧路弁護士会所属の福岡定吉弁護士と法律顧問契約を締結し、その後契約の方法を改め、平成16年4月1日からは、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づく非常勤特別職の顧問弁護士として、同弁護士を委嘱していました。

この間、同弁護士には、各課等の所管事務における法律問題に対する相談や、契約書等の作成に当たっての助言及び指導のほか、事務事業の執行の際に生じる町民等との諸問題の解決に向けて、都度相談に応じていただいております。

一方で、平成31年4月1日からは、公務員関係の諸問題に精通している札幌弁護士会所属の弁護士法人佐々木総合法律事務所と委任契約を締結し、主に公務員関係分野の相談にあっては同弁護士事務所に、それ以外の相談案件にあっては福岡弁護士に相談するなど相談内容に応じて運用していましたが、令和4年5月に福岡弁護士が逝去されて以降、その後任については不在となっております。

このため、次年度以降、以前の取扱いと同様に近隣での相談体制を確立し、諸課題に

速やかに対応する体制を整えるため、釧路弁護士会所属の新たな弁護士事務所との顧問契約の締結に向けて検討を進めており、今後は事務所との顧問契約を締結することから、報酬として支払うことがなくなるため、厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に規定する顧問弁護士の報酬区分及び報酬額を削るため、本条例を制定するものであります。

続いて、改正内容の説明については、議案書により行わせていただきますが、別に議案第28号説明資料の新旧対照表を配付しておりますので、併せてご参照願います。

非常勤特別職の報酬については、規定する別表第1の改正は、顧問弁護士の項を削るものであります。

次に、附則についてであります。

この条例の施行日で、公布の日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

7番、南谷議員。

●南谷議員 本案の内容については、当然今、契約ができないわけだから、今の説明を聞いていますと、今後については、改めて釧路の法律事務所と契約するよと。今回のこの顧問弁護士となされている仕事を、釧路の事務所の方と契約をしていきたいと、こういう説明だったと思うのです。

この議案をもらったときに、やはり今日の非常に犯罪もスピード化しているとか、デジタル化とかいろいろ複層してきている中で、やはりいろいろな諸問題、多発している中で、そういうところとのしっかりした連携というのは、日々大切ではないのかなと思うのです。そういう意味では、どうするのかなというふうにいったら、釧路の法律事務所、今後のスケジュールというのですか。私は、地方自治体のそれぞれの連携で、北海道か、先ほど札幌の法律事務所、札幌の佐々木事務所と連携されると、ここだけで大丈夫なのかと危惧するのです。その辺も含めて、今の実態、今後の方向性について説明をしてください。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） ご説明申し上げます。

今までそういった弁護士への相談、5年であれば年間7件、令和4年であれば13件程度あるのですが、今、一度お答えした佐々木法律事務所は公務員関係、職員ですとかで相談していたのですけれども、この4月以降の体制につきましては、事前に釧路の弁護士会所属の方のところの一応できるかどうかとか、あとは管内でどういった状況で顧問をお願いをしているのかと調べまして、4月1日以降お願いできるというところを、今のところ相談して、できる体制を取ろうとしております。先ほど言われたように、やはり近いところ、釧路ですぐに相談できるというところがやはり必要ではないかという検討

結果に至りましたので、そのようなことで進めることとして、今回は法律事務所と契約した場合には委託料になります。今回は顧問として、厚岸町の顧問としてお金を支払うときには報酬という形になりますので、今後は事務所との契約になるので、報酬というところが要らなくなるということで、今回削るという改正であります。

●議長（大野議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） すみません。その管内の実態として、それぞれの弁護士事務所がありますけれども、行政の問題に対して精通している、慣れているというところを選びまして、そういうものに精通しているところを今、お願いしようという、行政としてですね。それは釧路管内を見ていても、結構同じところをお願いしていたりとかというものもあるものですから、実際それとなった場合には、うちが新しく入った場合に対応できるかどうかですとか、そこら辺も今、確認をしながら進めております。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第11、議案第29号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（堀部課長） ただいま上程いただきました議案第29号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容について、ご説明申し上げます。

議案書14ページをお開き願います。

議案第29号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

現行の国民健康保険制度では、都道府県と市町村が共同で運営しており、北海道は、町が支払う保険給付に要する費用の全額を保険給付費等交付金として町に交付、町は、北海道が決定する国民健康保険事業費納付金を納付するため、北海道が毎年度、市町村ご

とに示す標準保険料率を基に、保険税率を定めております。

このたびの改正は、令和6年1月15日に北海道から示された令和6年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率を基に、保険税率の改定を行うため、本条例を制定するものであります。

改正内容の説明については、別に配付しています議案第29号説明資料、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表により行わせていただきますが、併せて議案第29号参考資料①国民健康保険税率の改正（案）及び参考資料②関係法令の抜粋及び用語の説明を配付しておりますので、参考としてください。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第3条第1項の改正は、基礎課税額の所得割額の算定に当たり乗じる率「100分の9.54」を「100分の8.84」に改めるものであります。

第5条の改正は、基礎課税額における均等割額「3万1,000円」から「2万9,000円」に改めるものであります。

第5条の2の改正は、基礎課税額に係る1世帯当たりの平等割額を改めるもので、第1号の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は「3万1,000円」を「2万9,000円」に、第2号の特定世帯は「1万5,500円」を「1万4,500円」に、第3号の特定継続世帯は「2万3,250円」を「2万1,750円」に改めるものであります。

第6条の改正は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の算定に当たり乗じる率「100分の2.71」を「100分の2.77」に改めるものであります。

第8条の改正は、介護納付金課税額の所得割額の算定に当たり、乗じる率「100分の1.93」を「100分の2.01」に改めるものであります。

2ページをご覧ください。

第21条は保険税の減額に関する規定で、第1項各号では、第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減に該当する場合、第2項は、世帯内に未就学児がいる場合に、それぞれ減額する額を定めております。

第1項中、7割軽減に該当する場合の減額する額を定める第1号のうち、アの基礎課税額に係る均等割額「2万1,700円」を「2万300円」に、イの基礎課税額に係る平等割額、（ア）の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「2万1,700円」を「2万300円」に、（イ）の特定世帯「1万850円」を「1万150円」に、（ウ）の特定継続世帯「1万6,275円」を「1万5,225円」に改めるものであります。

3ページをご覧ください。

5割軽減に該当する場合の減額する額を定める第2号のうち、アの基礎課税額に係る均等割額「1万5,500円」を「1万4,500円」に、イの基礎課税額に係る平等割額（ア）の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「1万5,500円」を「1万4,500円」に、（イ）の特定世帯「7,750円」を「7,250円」に、（ウ）の特定継続世帯「1万1,625円」を「1万875円」に改めるものであります。

2割軽減に該当する場合の減額する額を定める第3号のうち、アの基礎課税額に係る均等割額「6,200円」を「5,800円」に、イの基礎課税額に係る平等割額、（ア）の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「6,200円」を「5,800円」に、（イ）の特定世帯「3,100円」を「2,900円」に、（ウ）の特定継続世帯「4,650円」を「4,350円」に改めるも

のであります。

3 ページ下段から 4 ページをご覧ください。

未就学児 1 人について、減額する基礎課税額の被保険者均等割額を定める第 2 項第 1 号は、アの前項第 1 号の 7 割軽減をした世帯「4,650 円」を「4,350 円」に、イの前項第 2 号の 5 割軽減をした世帯「7,750 円」を「7,250 円」に、ウの前項第 3 号の 2 割軽減をした世帯「1 万 2,400 円」を「1 万 1,600 円」に、エの 7 割・5 割・2 割軽減以外の世帯「1 万 5,500 円」を「1 万 4,500 円」に改めるものであります。

なお、今回の保険税率の改定による応能・応益の割合は、北海道から国民健康保険事業費納付金の本算定時に示された標準保険料率とほぼ同様の割合となる 62 : 38 で、中低所得者に配慮した税率に努めたものとしており、全体的な保険料収納必要額は、令和 5 年度と比較した場合、おおむね 8 % の減となります。

また、現行税率で試算した場合の税額は 3 億 6,413 万 8,000 円で、改正案では 3 億 4,097 万 9,000 円となり、比較しますと、町全体で 2,315 万 9,000 円、6.4 % の減額となります。

議案書 15 ページにお戻りください。

附則であります。

第 1 項は施行期日で、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであります。

第 2 項は適用区分で、改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるものとしてあります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第 12、議案第 30 号 厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました議案第30号 厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明いたします。

町の給付対象施設である認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の運営の基準を定める厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を基に規定しております。

このたびの改正は、令和5年12月26日に公布された母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令において、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正され、一部を除き交付日から施行されたことに伴い、施設運営基準における重要事項の掲示をインターネットを利用して公衆の閲覧に供することや、CD-ROM等の特定の記録媒体を、電磁的記録媒体に改める改正がされたため、本条例において所要の改正をするものと、令和5年4月1日に施行された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令で、子ども家庭庁の発足に伴い、保育所指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移行されたことにより、条例中の規定を速やかに改正する必要があったものをしていなかったため、併せて改正するものであります。

なお、この条例の基準に係る町内の施設、事業所は、幼稚園1施設、令和5年12月に幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行した1施設ですが、このうち幼稚園型認定こども園については、現在まで休所しております。

改正内容の説明は、議案第30号新旧対照表により説明させていただきますが、議案第30号参考資料、関係法令の抜粋を配付しておりますので参考としてください。

この条例で定めるべき基準の類型につきましては、新旧対照表右の欄の改正要旨欄に条項号ごとに「従うべき基準」または「参酌すべき基準」を記載しております。

このうち必ず適合しなければならない基準である「従うべき基準」に係る条項は、当該基準の範囲内であれば、地域の実情に応じて国の基準と異なる内容を規定することが許容されるものですが、異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、国の基準に従い同様に改正するものでございます。

また、十分参照しなければならない基準である「参酌すべき基準」におきましても、当該基準を十分に参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて国の基準と異なる内容を定めることが許容されるものですが、国の基準とすることが、適正な事業運営を確保する上で妥当であると認められることから国の基準のとおり改正するものでございます。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。

特定教育・保育の取扱方針を定める第15条第1項第4号の改正は、子ども家庭庁の発足に伴い、保育指針を定める権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移行したことによる改正であります。

掲示を定める第23条の改正は、見出しを「掲示」から「掲示等」に改め、施設の運営規程の概要や職員体制、利用者負担など施設の選択に資する重要事項はこれまで施設内の視認できる場所に掲示することとされておりましたが、さらにインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないとする改正であります。

特定地域型保育の取扱方針を定める第44条の改正は、第15条の改正と同様に、子ども家庭庁の発足に伴い、保育指針を定める権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移った事による改正であります。

電磁的記録等を定める第53条第2項第2号の改正は、CD-ROM等の特定の記録媒体を、電磁的記録媒体に改めるものであります。

議案書17ページにお戻りください。

附則であります。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正は令和6年4月1日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第13、議案第31号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました議案第31号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、令和6年度から令和8年度までの介護保険料について、第9期厚岸町介護保険事業計画に基づくサービス量や介護給付費の見込みなどから、保険料率及び保険料率に係る減額賦課後の保険料率の規定の改正のほか、介護保険法施行令の

一部改正が令和6年4月1日から施行され、保険料率の所得段階の多段階化が図られたものと、平成30年度の税制改正に対する所得指標の経過措置終了に伴う規定の整理をするため、本条例を制定するものであります。

改正内容の説明については、別に配付している議案第31号説明資料①厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表及び議案第31号説明資料②所得段階別介護保険料比較表により行わせていただきますが、併せて議案第31号参考資料、議案第31号、第32号参考資料として関係法令、例規の抜粋を配付しておりますので、参考としてください。

説明資料①の条例新旧対照表をご覧ください。

はじめに、「保険料率」という文言は、介護保険法施行令第39条第1項で第1号被保険者の負担能力の区分に応じ、いわゆる段階を設けて定める割合を乗じて得た額と規定されていることから、この文言を用いておりますことをあらかじめご承知おき願います。

保険料率を定める第2条の改正は、第1項各号列記以外の部分は、保険料率の適用年度を改めるものであります。

次に第1項の各号についてであります。改正後の介護保険法施行令第39条第1項では、第1段階から第5段階までは、それぞれ10分の4.55、10分の6.85、10分の6.9、10分の9、10分の10を市町村が基準額に乗じる割合を決定する際に「標準とすべき割合」として規定し、市町村が定める合計所得金額で第6段階以上を区分した上で、基準額に乗じる割合を第6段階では10分の10を超える割合で市町村が定める割合、第7段階から第14段階までは、さらにこれを超える割合で市町村が定める割合と規定し、第14段階を超える段階につきましては、市町村は合計所得金額に基づいてさらに区分できるとものと規定し、同条第2項では、この場合の保険料の確保について規定されております。

当町では、この「標準とすべき割合」を十分に参考としつつ、この規定を適用し、保険料率の段階を所得に応じたよりきめ細かな設定とするため、これまでの11段階よりも、また国の標準よりも多い段階となります第15段階とし、各所得段階の合計所得金額の区分と、これに応じた保険料率を設定するものであります。

ここからは、説明資料②の所得段階別介護保険料比較表を併せてご覧ください。

第2条第1項第1号は、説明資料②では第1段階上段の網掛けをしていない部分で、保険料率を3万3,480円から3万2,260円に改めるものであります。

第2号は、説明資料②では第2段階の上段の網掛けをしていない部分で、保険料率を4万6,202円から4万7,361円に改めるものであります。

第3号は、説明資料②では第3段階上段の網掛けをしていない部分で、保険料率を5万220円から5万793円に改めるものであります。

第4号は、説明資料②では第4段階で、保険料率を6万264円から6万1,776円に改めるものであります。

第5号は、説明資料②では第5段階で、保険料率を6万6,960円から6万8,640円に改めるもので、この段階を基準保険料としております。

第6号は、説明資料②では第6段階で、保険料率を8万352円から8万2,368円に改めるものであります。

第6段階に該当する者の要件を定める各号の改正は、同号アは、平成30年度税制改正による所得指標の見直しに伴い、合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該所得の合計から10万円を控除する取扱いをしておりますが、当該取扱いの経過措置の終了によりこの規定を削るもので、これを第14号まで同様としております。

同号イの改正は、要保護者で、第6号の保険料を適用された場合に保護を必要としない状態となる者から除く者に、第11号イ、第12号イ、第13号のイまたは第14号イに該当する者を加えるものであります。

第7号は、説明資料②では第7段階に当たり、保険料率を8万7,048円から8万9,232円に改めるものであります。

第7号に該当する者の要件を定める同号イの改正は、要保護者で、第7号の保険料を適用された場合に保護を必要としない状態となる者から除く者に、第11号イ、第12号イ、第13号のイまたは第14号イに該当する者を加えるものであります。

第8号は、説明資料②では第8段階に当たり、保険料率を9万7,092円から9万9,528円に改めるものであります。

第8号に該当する者の要件を定める同号イの改正は、要保護者で、第8号の保険料を適用された場合に保護を必要としない状態となる者から除く者に、第11号イ、第12号イ、第13号のイまたは第14号イに該当する者を加えるものであります。

第9号は、説明資料②では第9段階に当たり、保険料率を10万440円から10万2,960円に改めるもので、第9号に該当する者の要件を定める同号イの改正は、要保護者で、第9号の保険料を適用された場合に保護を必要としない状態となる者から除く者に、第11号イ、第12号イ、第13号のイまたは第14号イに該当する者を加えるものであります。

第10号以降の改正は、従来の第10段階と第11段階の二つの区分を、第10段階から第15段階の六つの区分へ多段階化することに伴う改正で、現行の第10段階を、第10段階から第12段階の三つの区分とし、現行の第11段階を第13段階から第15段階の三つの区分に多段階化するものであります。

第10号は、説明資料②では第10段階に当たり、保険料率を11万484円から11万3,256円に改めるものであります。

第10号に該当する者の要件を定める各号の改正は、同号アは、住民税課税で合計所得金額が320万円以上500万円未満である者を320万円以上370万円未満に改めるもので、同号イは、要保護者で、第10号の保険料を適用された場合に保護を必要としない状態となる者から除く者に、第11号イ、第12号イ、第13号のイ、第14号イに該当する者を加えるものであります。

新たに設ける第11号は、説明資料②では第11段階に当たり、保険料率を11万6,688円とするもので、第11号に該当する者の要件を定める各号は、同号アは、対象者は住民税課税で合計所得金額が370万円以上420万円未満である者でかつ前各号に該当しない者、同号イは、要保護者であって、第11号の保険料を適用された場合に保護を必要としない状態となる者から、第12号イ、第13号イまたは第14号イに該当する者を除外した者を第11号に該当する者とする規定であります。

新たに設ける第12号は、説明資料②では第12段階に当たり保険料率を12万3,552円と

するもので、第11号に該当する者の要件を定める各号は、同号アは、対象者は住民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満である者でかつ前各号に該当しない者、同号イは、要保護者であって第12号の保険料を適用された場合に保護を必要としない状態となる者から、第13号イまたは第14号イに該当する者を除外した者を第12号に該当する者とする規定であります。

新たに設ける第13号は、説明資料②では第13段階に当たり、保険料率を13万416円とするもので、第13号に該当する者の要件を定める各号は、同号アは、対象者は住民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満である者でかつ前各号に該当しない者、同号イは、要保護者であって、第13号の保険料を適用された場合に保護を必要としない状態となる者から、第14号イに該当する者除外した者を第13号に該当する者とする規定であります。

新たに設ける第14号は、説明資料②では第14段階に当たり、保険料率を13万7,280円とするもので、第14号に該当する者の要件を定める各号は、同号アは、対象者は住民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満である者でかつ前各号に該当しない者、同号イは、要保護者であって、第14号の保険料を適用されたならば保護を必要としなくなる者を第14号に該当する者とする規定であります。

改正前の第11号は、号番号を第15号に変更するものと、保険料率を11万7,180円から14万4,144円に改めるもので、説明資料②では第15段階に当たります。

なお、15段階は、現行の第11段階に相当するもので、対象者は前各号に該当しない合計所得金額が720万円以上の人となります。

次に、第2項から第4項までの改正については、第1段階から第3段階の保険料の減額賦課に関する規定の改正であります。

第2項の改正は、第1段階の減額賦課に係る保険料率の適用年度と減額後の保険料率を改めるもので、参考資料②では、第1段階の下段の網掛けをした部分で、減額賦課の対象者を高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人、生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人として、各年度の保険料率を基準額乗じる割合を現行と同じ0.3とし、前項第1号の規定にかかわらず、2万592円とするものであります。

第3項の改正は、第2段階の減額賦課に係る保険料率の適用年度と減額後の保険料率を改めるもので、参考資料②では、第2段階の下段の網掛けをした部分、減額賦課の対象者を世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人とし、各年度の保険料率を基準額に乗じる割合を現行0.5から0.49とし、第1項第2号の規定にかかわらず、3万3,633円とするものであります。

第4項の改正は、第3段階の減額賦課に係る保険料率の適用年度と減額後の保険料率を改めるもので、参考資料②では、第3段階の下段の網掛けをした部分、減額賦課の対象者を世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人とし、各年度の保険料率を基準額に乗じる割合を現行0.7から0.735とし、第1項第3号の規定にかかわらず5万450円とするものであります。

新旧対照表の3ページをご覧ください。

第4条第3項の改正は、賦課期日後に保険料の額が変更される対象者の要件の改正

で、改正前はその要件として、要保護者であって、現在適用されている所得区分よりも低い所得区分の保険料を適用された場合に保護を必要としない状態となる者などとして介護保険法施行令第39条第1項第1号イ、ロもしくはニ、第2号ロから第9号ロを引用しておりましたが、介護保険法施行令第39条第1項に第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ及び第13号ロが新設されたことから、これらを規定中の引用条項に追加するものと、月割りの計算方法の規定中の引用号番号についても、新設された介護保険法施行令第39条第1項第10号から第13号の号番号を追加するものであります。

議案書の20ページにお戻りください。

附則であります。

第1項は、施行期日で、この条例は、令和6年4月1日から施行するとするものであります。

第2項は、経過措置で、改正後の第2条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いたします。

●議長（大野議員）これより質疑を行います。

10番、堀議員。

●堀議員 配られました参考資料のうち、介護給付費の実績及び計画値。これは先般、議員協議会のときに私のほうから要求させていただきまして、出していただいた資料で、ありがとうございました。

それで、介護給付費の基準額といったところでどうしても焦点を当ててしまうのですが、まずこの表の中で、7期の実績が出ているのですけれども、7期の計画というのがどうだったのか。8期も計画というのがどうなったのか。実績しか出ていないので、計画と実績がどうだったのかというのが分かりたいので、それを教えてください。

それと9期今回見直すに当たって、8期はコロナの時代でもあったので、そのために介護給付費の出しが少なくなったので、およそ7,000万円で基金、準備基金の積み上げというようなことで説明があったのですけれども、補正予算などを見たときに、たしか8,500万円から9,000万円ぐらいにトータルでなるのかなと思うので、そこら辺の説明というのをしていただきたいなと思います。

あと、7期と8期の計画と実績といったときには、対象の人口というものが何人いた中で計画が何人を見ていたのかというようなところら辺も、7期と8期では教えていただきたいなと思います。

あと、コロナだといって給付費が抑えられたのだというのですけれども、令和5年だけを見れば、それはコロナが明けたときなので、その段階においても単年度で2,500万円ぐらい、要は残ったわけですね、今回の補正などを見ても。では、その差というのはどうなっているのだ、何でこんなに余るのだと。本来であれば、第8期の最終年次ですから、それはもう準備基金のほうに積むのではなくて、準備基金のほうから引き落

とすぐらいに給付費のほうが増えていなければならないのに、そうではなくて最終年度においても2,500万円も積むような計画というものがどうだったのかということの検証というものは、やはり必要だと思います。そういった中では、単年度5年度だけの、コロナ明け単年の計画と実績の差というものが教えていただきたいなというように思います。

最終的には、今回9期のときには、基準額で140円、月額で140円上がったわけなのですけれども、そちら側のほうは、たくさん集めても余ったからといって、決して謝ることないのですよね。私方のほうは、町民から、いやいや、すみません、こんなにたくさん集めてしまって申し訳ありませんですと言って回らないとならない立場なわけです。そういった点では、集め過ぎて申し訳ないですというようなものは、やはり町民のほうにしっかりと伝えてもらいたいなと思うのですけれども、その点についてもどうなのでしょう。

●議長（大野議員） 休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後3時30分再開

●議長（大野議員） 本会議を再開いたします。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 貴重な時間をいただきありがとうございます。申し訳ありませんでした。

まず、配付させていただいた資料に対しましての計画値ということで、第7期の給付費合計27億3,791万9,709円に対しましては、計画値が28億4,783万3,489円。第8期給付費合計額28億5,527万8,013円に対しまして、計画値28億5,085万2,733円となっております。この比較でいきますと、7期につきましては、計画値よりも実績が少なかったという単純な話で、8期につきましては、計画値に対しましては、ほぼ計画どおりの給付費というような見込みどおりの額というような状況が見えます。ここの表につきましては、配付させていただいた表の中で、居宅介護サービス費の部分が7期から8期に向けて人数が増えているのですが、金額が増えていない。施設費につきましては、人数が増えている分、給付費が増えている。コロナ禍の影響での利用の形態が変わってきたのかなという部分で、コロナ禍の影響というのが利用数が増えていて、給付費が伸びなかったという部分の話は、僕、全体を指して話をしていましたが、一部この部分に当てはまる部分かなと考えております。

人口の部分ですが、厚岸町人口につきましては、令和3年度8,909人、令和4年度8,651人、令和5年度8,487人、これに対しまして、令和3年度の65歳以上の人数、これが3,278人、令和4年度が3,236人、令和5年度が3,209人。ここでは、人口につきましては右肩下がりでの下がっている、減少している状況が見えますが、高齢者65歳以上の

方、減少はしていますが、減少率は少ない3,200人台になっている。これに加えて、ちょっと要因となっていると考えられますので、これの高齢者数の計画人数ですが、これは保険料の算定の基にもなりますし、収納額にも影響してくるということで、令和3年の当時の高齢者の数字が3,164人、令和4年度で3,141人、令和5年度で3,121人。ここで見込みと実績の中で、65歳以上の方100人ほどずつ年間で誤差が生じているということが確認できます。

その上で、もう一つ確認ができたところですが、保険料の収納額が計画値の中では、令和3年、4年、5年、前期3年間の中で、計画値で言う保険料必要額が5億9,648万1,000円。これに対しまして、今5年度末までの見込みでいきますと、6億2,365万4,576円というところでは、実際に収納した額で、2,717万3,000円ほど保険料が多いという状況が見えております。

この上で、基金のほうですが、5年度末で見込んでいた数字が、最終的には8,500万円ほどになる予定となっております。これは、令和6年度になってからの国庫、それから同費の返還分1,370万円ほど見込んでおりますので、この分で、計画の中で基金として活用できる部分を7,320万円として設定した上で、5,320万円を基金を取り崩して保険料に収納、なおかつ2,000万円については、今回、国から物価高騰に伴って、今回、報酬改定があったのですが、これは基礎的な部分の報酬改定を行ったのですが、計画期間内3年間の中に人件費の高騰部分の報酬改定があり得るので、その分、基金については余剰を持ってくださいというような通知が来ておりました。これが、500万円が適当なのか、2,000万円が適当なのかは別として、一定額を設けた上で、2,000万円厚岸は設定した上で、5,320万円を基金を取り崩して保険料に充てたという計画となっております。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 教えてくれて、ありがとうございます。若干聞いたこと、漏れているところはあるのですが、それについては大体推察できるのでいいのですけれども、そうすると、8期にしても対象となる人方というのは、毎年100人くらいずつ落ちていって、100人もいないか、何人かずつでも減少していっているのです。9期だって、9期からどんどん増えていくのという話になるのという話なのですよね。だから、報酬改定とかの分を含んでも、では現行のままでも十分やっていけるのではないのという議論に当然なるのですけれども、9期の見込みというものは、では毎年3,164人、3,141人、3,121人というのが、どうなっていくのでしょうか。だから、そこをきちんと教えていただかないと駄目だし、見込みが本当にシビアなものなのか、本当に甘々といったら、あまり甘過ぎると本当に駄目だし、シビアすぎても今度は赤字になってしまって、国からのお金を一時的に借りなければならないような状況にもなるかもしれないので、そこまでシビアには求めませんが、やはりもっと厳しい状況というものを、厳しい推測というものを立てれるようにして欲しいなというふうに思うのですけれども、この9期の対象人口というものが3年間、毎年どのような形で推移した中で、今回の保険料の基準額の算定に至ったのかというものをもう少し説明してください。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

まず、高齢者の人口につきまして、第9期、令和6年、7年、8年の高齢者の人口の計画上の推計値でございます。令和5年度が3,209人となっている状況から、令和6年度では3,197人、令和7年度では3,179人、令和8年度では3,141人と見込んでいるところです。なお、令和22年では2,599人、32年度では2,181人として、この計画を策定する中で今見ているのは、令和3年度あたりがピークとなって、高齢者の人口は減少に転じているというふうに判断しているところでございます。

●議長（大野議員） 10番、堀議員。

●堀議員 だから、高齢者の人口はどんどん減っているのだよ。あなた方は、団塊の世代がこれからどんどん増えていくから、保険料が上げざるを得ないのだよと説明しましたよね、議員協議会のときとかでも。そうではなくて、どんどん団塊の世代も含めて高齢者自体も減っていくのだから、それなのに保険料だけがどんどん上がっていくのはおかしいのではないのかと私は思うのです。せめて現状維持ぐらいでも維持できるのではないのかなと、見方があまりにも甘過ぎるのではないのかなというのが私の意見なのです。これが3回目ですから、納得いかなければあとは補正予算なり新年度予算のときにもやればいだけなのであれですけども、そこら辺どうなのでしょう。

●議長（大野議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

ご指摘の部分、重々理解ができます。人口が減ってきて、高齢者数も減ってくる。その中で給付費、使えるサービス自体がそれほど昔以上に年々増えるような状況ではない、逆にその時期を見据えて保険料制度を考えていく必要もちゃんと念頭に置いたほうがいいのではないかというような趣旨かと思えます。ただ、現在、私たちが推計している部分で、この前お話をさせていただいたのは、高齢者人口は減少に転じています、令和3年度。人口については、その以前から減少に転じております。団塊の世代が移行する75歳以上が団塊の世代が全員移行していくのが令和6年度以降になりまして、75歳以上の認定率が高いことから、75歳以上の高齢者については1,050人程度で維持されますが、85歳以上の人口はさらにまだ伸びが見られる。いわゆる最重度になり得る高齢の方々は、もうちょっと微増していくのかなというような見込みを立てているという状況です。当然、保険料を徴収するに当たって、計画を立てるに当たって、綿密な計算の上で行っているつもりではあります。ただ、その中でも計画者の中で足りないというわけにもなかなかいかない、足りない場合には道から借入れを受けて行う制度もありますので、基金全額充当することで運営ができなくなるということでもないということも承知しておりますが、その中で今回については、できるだけ保険料を触らないようにという

ところも含めて調整をさせた部分もありますし、今年度また見た中で、時期に向けては、今お話いただいた部分、念頭に入れて推計したいと考えています。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第14、議案第32号 厚岸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ただいま上程いただきました議案第32号 厚岸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容については、お手元に配付のとおりであります。

なお、このたびの提案説明は説明に長時間を要するため、配付とさせていただきます、改正に係る概要のみご説明申し上げます。

新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応するためのデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令が令和5年12月26日に施行されたこと、また、3年に1度の介護報酬改定に併せ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等について、令和6年1月25日公布の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正が令和6年4月1日から施行されることになりました。

この改正に伴い、CD-ROM等の特定の記録媒体を、電磁的記録媒体に改めること

と、各介護サービス事業に係る人員、設備及び運営に関する基準がそれぞれ改められたことから、関係する条例について、必要となる改正を行うものと、併せて字句の整理をするため、本条例を制定するものであります。

このたびの条例改正は、改正理由や改正内容に共通する事項が多いことから、厚岸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、厚岸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、厚岸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例、厚岸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、4条からなる等条例として、改めるものであります。

改正内容の説明については、議案第32号説明資料①新旧対照表及び説明資料②各サービスの改正項目一覧と併せて参考資料として関係法令の抜粋を配付しておりますので、参考としてください。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いたします。

- 議長（大野議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 日程第15、議案第33号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました議案第33号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書46ページをお開き願います。

議案第33号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

す。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる配偶者暴力防止等法の一部改正が令和5年5月19日に公布、このうち、国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画の記載事項の拡充、関係者による情報交換及び支援内容の協議を行う協議会に関する規定の創設、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化等に係る改正が、令和6年4月1日から施行されることになりました。これに伴い、厚岸町営住宅管理条例において改正をする必要が生じたことと、この改正に合わせ規定の精査をしたところ、平成26年1月3日に交際相手からの暴力及びその被害者について、配偶者からの暴力及びその被害者に係る規定の改正が施行された配偶者暴力防止法の一部改正に伴い、本条例についても改正を行うべきところ、改正を行っていなかったことが判明しましたので、改正を行おうとするものであります。

なお、改正の手法は、厚岸町営住宅管理条例の同一条文の改正であり、法律の施行期日も異なることから、第1条を平成26年施行分の改正とし、第2条を令和6年施行分の改正とする、2条立てにより段階的に改正を行うことをあらかじめご承知おき願います。

改正内容の説明については、別に配付している議案第33号厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表により行わせていただきますが、併せて参考資料、関係法令の抜粋資料を配付しておりますので参考としてください。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第1条は、町営住宅の入居者資格を規定している第6条第2号のうち、同居親族を要しないことができる規定のクの改正は、平成26年1月3日施行の法律の改正に合わせ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に係る規定の追加並びに法第3条第3項第3号に規定されている保護施設での一時保護または法第5条に規定されている保護施設での保護が終了してから5年または裁判所からの保護命令の効力を生じた日から5年を経過していない被害者の規定に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に係る準用規定を加えるものであります。

第2条は、第1条の改正で溶け込んだ規定をさらに改正しようとするもので、令和6年4月1日施行の配偶者暴力防止等法の一部改正により、法第10条第1項では、第1号で被害者の身边につきまとい等を禁止する接近の禁止命令と第2号で住居からの退去及び住居付近の徘徊を禁止する退去等の命令が規定されておりますが、改正後の、法第10条第1項では、接近禁止命令の発令要件の拡大と期間を延長した接近禁止命令の規定となり、第10条の2として、住居の所有者または借借人が被害者である場合の退去命令の期間を拡大できる特例を新設した退去等命令が規定されたため、この改正に合わせ関係する引用条番号の追加と、準用規定の対象となる条番号が複数になったことによる準用規定中の字句を整理するものであります。

議案書46ページにお戻り願います。

附則でございます。

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

冒頭にも申し上げましたとおり、第1条の改正については、平成26年4月1日施行での改正が必要でありましたが、手続がされていませんでした。大変申し訳ございませんでした。

なお、今回の改正遅れに伴い、町営住宅への入居要件に影響があった入居申込者はいなかったことを申し添えさせていただきます。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

4番、金子議員。

●金子議員 すみません。この条例の新旧対象表なのですが、入居者の資格と書いた、その下が改定になったと思うのですよね、クの部分、片仮名の。入居者の資格に付随して、アからキがあって、このクが改定になったということでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

この第6条の規定は入居者の資格ということで、そのうちの第2号に関しましては、入居資格、本来であれば同居人がいないと公営住宅というのは入居できないのですが、この第2号につきましては、第2号のアからクにつきましては、その同居親族がいない場合においても入居できるという規定を設けているものです。参考までに、例えばアにつきましては60歳以上の人でありますとか、イであれば障がいのある方といったような、そういった事情がある方に関して単身でも入居できるという規定になっています。そのうちのクについては、いわゆる配偶者暴力防止等法に規定する方に関して単身でも入居できるという条文をこのたび法の改正に合わせて改正させていただくというような内容になってございます。

●議長（大野議員） 4番、金子議員。

●金子議員 今の話を聞いて分かりました。多分、単身では入れない、入居することができる条件のところ、本来単身では入れないけれども、いわゆるDVを受けていて、何らかの被害があったとか、ストーカー被害があったとかの場合、そういうことを認定できた場合は、単身の方でも入れるということを書いている文書が改定されたということだと理解できたのですが、この説明資料、提案理由説明書とこの新旧対照表のこの内容だけだったら、全く理解ができないので、今後は、その前後の部分もちゃんと含めた上の説明資料をつけていただかないと、全然、変わったことは分かるのですが、どういう根拠でどこにつながっているものか、どう変わったかというのが分からないので、今後はその辺分かりやすい資料を用意していただきたいと思いますが、いか

がでしょうか。

●議長（大野議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） ご指摘のあったように、その前後の部分という部分が省略されておりまして、大変分かりにくい資料となっているということは承知しました。今後につきましては、同様のケースがあった場合には、分かりやすいものを提出するようにいたしたいと思います。申し訳ございませんでした。

●議長（大野議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第16、議案第34号 厚岸町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

●水道課長（高瀬課長） ただいま上程いただきました議案第34号 厚岸町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

このたびの条例改正は、地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、令和5年5月8日交付の地方自治法の一部を改正する法律が、一部の規定を除き令和6年4月1日から施行され、指定公金事務取扱者制度の創設や指定公金事務取扱者に対する公金の徴収もしくは収納又は支出に関する事務の委託に関する規定が追加されたため、厚岸町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び厚岸町病院事業の設置に関する条例の規定中引用している条番号に変更が生じることから、本条例を制定するものであります。

続いて、改正条文の説明をしますが、このたびの改正条例は、2条建ての構成とし、第1条が厚岸町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正、第2条が厚

岸町病院事業の設置等に関する条例の一部改正としておりますので、ご承知願います。

なお、各条とも地方自治法の改正による引用条番号が繰下げとなったことによる改正をそれぞれ規定したものとなっておりますので、ご承知いただきたいと存じます。

改正内容の説明については、別に配付している議案第34号説明資料、新旧対照表により行わせていただきますが、併せて議案第34号参考資料、関係法令の抜粋を配付しておりますので参考としてください。

それでは、新旧対照表1ページをご覧ください。

第1条は厚岸町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正であります。

「議会の同意を要する賠償責任の免除」について規定している第5条の改正は、地方自治法の改正に伴い、職員の賠償責任を定めている第243条の2の2第8項の条番号が変更されたため、規定中引用している条番号を変更するものであります。

次に、第2条厚岸町病院事業の設置等に関する条例の一部改正であります。

「議会の同意を要する賠償責任の免除」について規定している第4条の改正は、第1条厚岸町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正と同様の改正でありますので、説明は省略させていただきます。

議案書47ページをご覧ください。

附則であります。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（大野議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（大野議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（大野議員） 日程第17、議案第35号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） ただいま上程いただきました議案第35号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

令和5年5月26日公布の生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、水道法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることとなりました。

このたびの改正は、水道事業者の経営環境の悪化や、水道施設の老朽化・耐震化への対応のほか、災害発生時の断水への迅速な対応が求められることを背景に、水道整備・管理行政の所管省が厚生労働省から社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省に、水質基準の策定等に関して現行の所管省である厚生労働省から環境省にそれぞれ移管されるもので、これに伴い、厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例で引用している省令名を改める必要が生じたため、本条例を制定するものであります。

続いて、改正条文の説明をしますが、この度の改正条例は2条建ての構成とし、第1条が厚岸町水道事業給水条例の一部改正、第2条が厚岸町農業用水道給水条例の一部改正としておりますので、ご承知おき申し上げます。

なお、改正内容の説明については、別に配付している議案第35号説明資料の新旧対照表により行わせていただきますが、併せて議案第35号参考資料、関係法令の抜粋を配付しておりますので参考としてください。

それでは、新旧対照表1ページをご覧ください。

まずは、第1条厚岸町水道事業給水条例の一部改正であります。

「給水装置工事の申込み」について規定している第5条の改正は、水道行政の所管省の移管に伴い、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものであります。

次に、第2条厚岸町農業用水道給水条例の一部改正であります。

第1条厚岸町水道事業給水条例の一部改正と同じく、第5条中、水道行政の所管省の移管に伴い、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものであります。

議案書48ページをご覧ください。

附則であります。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（大野議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（大野議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（大野議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（大野議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会いたします。

午後 4 時09分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和6年3月7日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員